

令和4年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

令和4年3月14日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	社会教育部長	小俣学君
総務管財課長	宮田智雄君		

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1～日程第5〕

第1第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例

- 第 2 4 第 1 号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情
- 第 3 4 第 3 号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情
- 第 4 4 第 4 号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情
- 第 5 4 第 5 号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第6～日程第9〕
- 第 6 第 1 9 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 3 第 1 0 号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情
- 第 8 3 第 1 1 号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情
- 第 9 3 第 1 2 号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第10〕
- 第 1 0 第 2 9 号議案 市道路線の変更について
〔議会運営委員会審査報告 日程第11～日程第12〕
- 第 1 1 3 第 1 7 号陳情 東京23区、多摩26市3町1村のほとんどが導入している『会議録検索システム』の導入を求める陳情
- 第 1 2 4 第 2 号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求める陳情
〔予算特別委員会審査報告 日程第13～日程第18〕
- 第 1 3 第 1 号議案 令和4年度東大和市一般会計予算
- 第 1 4 第 2 号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 5 第 3 号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 1 6 第 4 号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 1 7 第 5 号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 8 第 6 号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算
- 第 1 9 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 2 0 委第 1 号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 2 1 議第 2 号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議
- 第 2 2 議第 3 号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書
- 第 2 3 議第 4 号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書
- 第 2 4 議第 5 号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 2 5 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第25まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 3月10日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る3月10日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日、机前にお配りしておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案4件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。そのうち、議第5号議案については、併せて議案資料が提出され、議第2号議案及び議第3号議案につきましては、全議員による提出となっております。

なお、3月11日、正午までに提出された陳情は2件で、4第6号陳情につきましては総務委員会に付託し、4第7号陳情につきましては議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第 1 第 8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例

日程第 2 4第 1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情

日程第 3 4第 3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情

日程第 4 4第 4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情

日程第 5 4第 5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第1 第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例、日程第2 4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情、日程第3 4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、日程第4 4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情、日程第5 4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情、以上、議案1件、陳情4件を一括議題に供します。

以上5件については、総務委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） おはようございます。

ただいま議題に供されました議案1件、陳情4件につきまして、総務委員会における審査経過の概要、並びに結果を御報告申し上げます。

この議案及び陳情審査は、令和4年3月4日に本委員会を開催し、副市長及び関係部課長の出席を求め行いました。

初めに、第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例について御報告申し上げます。

本議案は、既に本会議にて、提案理由の説明が終了していたため、直ちに質疑を行いました。

質疑は1件で、採用時の宣誓署名について、書面提出だけになることによる心理的影響の有無について確認するものでした。それに対し、今回の改正により、サービスの宣誓の際の面前での宣誓書の署名・押印は不要になったが、サービスの宣誓そのものは、これまでどおり職員の義務であるため、代表者が理事者の面前で新規採用の際など、宣誓書を読み上げ、宣言する宣誓式はこれまでどおり行うため、職員がサービス上の義務を負うことの確認、また自覚という点については変わらないとの認識が職員課長より示されました。

その後、自由討議、並びに討論はなかったため、直ちに採決を行った結果、第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、陳情4件について御報告申し上げます。

初めに、4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情につきましても、説明員の出席を求めず、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

自由討議では、陳情では官公署という言葉が使われているが、辞書によると官公署とは、国・地方公共団体及びその他の公の団体の諸機関の総称、またはそれらの役所とあったため、議員個人が団体の機関であるはずはなく、また請願法の条文に特別に規定している記述も見当たらなかったため、陳情の趣旨の理解ができかね、賛成しかねるという意見が述べられました。

また、請願法は一般法であるため、基本的に地方議会に対する請願に関しては、請願法にはのっとらないもので、例えば国会に対するものは国会法にのっとり、地方議員の場合は地方自治法の124条にのっとりという形で、2つとも特別法である。よって、その請願法の官公署である云々というところは、筋が違うのではないかと考えるという意見も述べられました。

その後、自由討議、討論はなかったため、直ちに起立により、採決を行った結果、起立はなく、本陳情は不採択と決しました。

次に、4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情についてですが、本陳情も説明員の出席を求めず、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

自由討議では、自治基本条例等は理念条例であり、それ自体が行政の個々の事務事業に対する歯止めに直結するものではないが、憲法と同様に組織・作用の最高規範として、常に行政と私たち市民との権利義務関係を適切に保つものとして機能することが期待されるものであるが、一方で、自治基本条例等が制定されていなかったとしても、その上位法である日本国憲法第94条や、地方自治法第14条における条例制定権の規定を用いれば、現在でも地方公共団体は条例を制定することができるため、そこに何ら違法性は存在しておらず、結果的に制定される条例も無効ではない。自治基本条例等の制定には賛同する部分もあるが、本陳情における制定という結果を導くロジックに関しては同意をしかねるという意見が述べられました。

また陳情原因の中に、「議会基本条例は東大和市においても制定されており、」という記述があるが、現状ではまだ制定には至っていない。自治基本条例については市で検討すべきで、議会基本条例については、将来的には東大和市議会においても、制定をすべく努力をしていく必要性はあると考えているが、本陳情趣旨に述べられている東大和市憲法条例というものは趣旨が違うので、賛同しかねるという意見や、陳情原因にあるまちづくり条例、市議会条例に関する記述を見ると、陳情者の事実誤認かと思われるような点があり、審査はできないのではないかとという意見も述べられました。

その後、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立はなく、本陳情は不採択と決しました。

次に、4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情の審査についてですが、本陳情については、副市長及び関係部課長の出席を求め行いました。

審査における質疑では、以下の点を市の答弁で確認しました。

1、老人福祉館の利用への負担を求めるか否かについては、現段階で市は老人福祉館の使用料の負担は求めない考えであること。

2、長年無料だった施設の利用への負担を求めることになった理由と、なぜ今というタイミングなのかという点については、地方自治法の規定により、公の施設の利用に当たり使用料を徴収できるようになっており、徴収せずに施設を利用しない方の税を充てていることに対する不公平感があること。また、このことを前提として、現に施設を利用することで、光熱水費などの経費がかかっていること。そして施設を利用するため、施設を維持していくためには、大きな財源が必要になることに加え、働く人が減り、税収が減り、高齢化による扶助費などの社会保障費が増えることも認識しており、何も対策を講じずにいると将来の市民負担が増すことを危惧していること。さらに、26市中、公民館を有する18市の半分の9市が使用料を徴収しており、地方自治法で市民は市のサービス提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うという、義務という強い言葉が使われていることから、今後は法に定める本来の考え方に立ち戻って、利用者に御負担をお願いする時期に来ていると判断したとのこと。

3、そもそも公民館は有料化すべきではない施設かどうかという点についての市の見解は、市が提供している様々な行政サービスを市民の側から見ると、住んでいる自治体が提供する行政サービスをひとしく受けることができるということになるが、一方で地方自治法にも規定されているように、サービスを受けることに対しては負担を分任する義務があるということになっている。よって、行政サービスと住民の皆様は御負担いただくということは、表裏の関係と考えており、公民館においてもその範疇の中に入っていると考えているとのこと。

4、様々な施設の有料化について市は検討しているが、使用料の根拠、使用料を徴収することによって補える費用の額、また、使用料を徴収するための事務コストなどを示すことが重要ではないかという点については、使用料・手数料の在り方を検討してきた結果を報告書でまとめており、施設の設置目的に沿った利用の際の使用料を徴収した場合、集会所、学習等供用施設、公民館の合計で年間約2,056万円と試算している。また、徴収するためのコストについては、現状も目的外利用の方の徴収をしているため、新たな人件費等の負担はかからないとの認識とのこと。

5、市の施設には、図書館や学校教育など、利用しない人でもひとしく市民負担を求めているものも多くあるが、この陳情に挙げられている施設との違いに明確な基準はあるのかという点については、例えば図書館は図書館法において使用料の徴収はできないという規定があるが、その他の公の施設に関しては、地方自治法の規定により、利用する際に使用料を徴収することができるという規定になっている点に、差があると認識しているとのこと。

6、陳情で挙げられた施設は、実質的には市民が集って学習や交流を行うという同じような機能を有するものだが、特に公民館の設置の経緯と意義についての市の認識を確認した質疑に対しては、昭和20年に結成された大和町青年団の青年運動をきっかけに、昭和36年に大和町公民館設置促進同盟が結成され、町への署名・請願運動を経て、公民館の設立に至ったと市は認識しているが、現在では公民館は社会教育法第20条の規定によ

る目的によって設置しているとのこと。

7、使用する場所、広さ、時間帯などによって使用料は変わってくると思われ、個別具体的に案が示されないと、その料金設定が適正なのかどうか判断できず、また使用料が公共施設の維持管理にどう貢献をすることになるのかという点を示すことが、負担をお願いすることへの一定の理解につながる方法ではないかという点については、まず使用料の金額の設定は、施設の利用に係る光熱水費等の経費に基づき原価を算出し、その原価に基づき使用料を設定し、受益の範囲内での御負担をお願いすることとなっていること。また、使用料を決める際には、近隣市と均衡を図り、かつ原則として現行料金の1.5倍を超えることのないように配慮をしていることが示され、例示として10人程度の部屋を3時間から4時間使用の場合、設置目的外の現行利用料金は、夜間で500円から600円ほどに設定しているが、仮に近隣市が同様のケースで600円であった場合については、当市も600円とし、10人の団体で使用すると1人当たり60円となる。また、近隣市が1,000円で設定している場合には、当市ではマックスで現行の1.5倍を超えないこととしているため、600円の1.5倍の900円となり、この場合、10人の団体で使用すると1人当たり90円となる。現時点では、幅のある金額でしか説明はできないが、市としては法外な金額ではないと認識している。また、施設の共有部分、稼働していない部屋については市が負担することとなっており、市民への説明の際にはこのような説明もしていきたいとのこと。また、使用料が公共施設の維持管理にどう貢献をすることになるのかという点については、予算書の歳入予算に当該金額を計上しているほか、歳出予算においても充当する歳出事業費の財源内訳に手数料の額を表示しているため、使用料の充当先も見える化が図られるとのこと。

8、この陳情に挙げられている施設は、市民に使っていただかなければその存在意義はないため、使用料が施設の維持管理のために適正な金額だと納得していただき、使用してもらうための丁寧な説明から御理解を得ていくという手順に対する市の考えについては、どういう理由で使用料が必要なかという点と、利用されている皆さんにも公民館を一緒に支えていただきたいという思いも伝え、説明させていただくとのこと。

9、市の施策に沿った事業に対する利用への減免規定を設けるかどうかについては、今回の使用料の徴収は施設の維持経費に充てるためなので、その大きな目的を阻害するような減免は考えられない。その上で、市の指導監督を受けて、市の業務を代行するようなものについては、今後は精査をしていきたいとのこと。

10、有料化の詳細が明らかになるのはいつなのか。使用料を施設の更新費用の財源に充てていくのかという質疑に対しては、この使用料は施設の更新費用ではなく、維持管理費に充てていき、詳細を市民の皆様へ伝える時期については、現在は新型コロナウイルスが猛威を振るっているため、当面は見合わせているとのこと。

以上の点を質疑で確認した後、自由討議を行いました。

自由討議では、この話題を利用者の前に出すのがあまりに唐突だという点に、納得いかないという御意見も頂戴しているので、しっかりと市民に納得いただけるように、丁寧な説明を今後もお願いしたい。コロナ禍で、様々なことが遅滞化している状態なので、この期間を利用して丁寧な周知や説明を行っていただきたいといった、市民や利用者への丁寧な説明を求める意見や、地方自治体が最大限できることは、市民に議論の場、学習の場を無償であまねく提供することなので、目先のお金に惑わされることなく、先人のように長い時間軸でまちづくりを考える必要があるという意見。また、陳情者は公民館などを有料化しないことを求めているが、現段階では詳細な案も、料金水準も示されているわけではなく、利用者に納得して御負担いただき、公民館などの公共施設の適正な維持管理に充てられるという御理解が進むかどうかを見極めなければならない。逆に、一切有料化をしないという考え方を議会として示すこともおかしいと思うため、今後の市側の努力をしっかりと

見守りながら、議会としては判断すべきだという意見が出ました。

自由討議を終了した後に行われた討論は1件で、本陳情に賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、本陳情は不採択と決しました。

最後に、4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情の審査についてですが、本陳情についても副市長及び関係部課長の出席を求め審査を行いました。

審査における質疑への市の答弁で確認した点は、以下のとおりです。

1、民間に委託して業務分析を行った目的や背景については、これまでも市単独で行政改革の取組を進めてきたが、客観的な外部の視点から全業務を見直した上で、改めて行財政運営の最適化・効率化の効果を出していくというところに視点を置いて、将来に向けた取組に対する行財政運営の大きな課題を解決するために、令和2年度に実施したとのこと。

2、持続可能な行財政運営のための業務分析により、事業の廃止・縮小もあるが、一方で様々な行政運営の効率化や市民サービスの向上といった新たな取組もある。このようなことも市民に知らせることが重要ではないかという指摘については、東大和市はPRが下手だという点は以前から御指摘いただいている。この取組により、さらに進めていく施策や、市民の皆様にも有利になる点も、併せて知らせていく努力もしていきたいとのこと。

3、市民に対し、丁寧な説明を行ったかという点については、令和3年3月に受託事業者から報告書を受領してから議会への説明を実施したこと。受託事業者と調整して企画課の窓口で閲覧に供したこと、その旨を市のホームページで周知したこと。また、12月には市報、ホームページ、SNSなどで周知の上、市民説明会を開催し、説明会后に、説明会資料、説明会の議事要録を市ホームページで公表したこと。令和4年1月に廃止・縮小する99事業の最終的な決定を行い、この決定内容も、市報、ホームページ、SNSなどを駆使して広く周知したとのこと。

4、廃止・縮小する各事業に直接関係のある関係者や団体などに対する説明や周知については、廃止・縮小の99事業が決定した後、事業主管部から市の取組内容などを順次周知しており、今後も関係者や関係団体の皆様に御理解をいただけるよう、引き続き丁寧な周知を図っていくとのこと。また、説明を行っている各主管部からは、特段反対や撤回してほしいという意見は企画課には届いてなく、説明は順調にしているものと考えているとのこと。

5、決定から予算に反映されるまでの期間が短過ぎたのではないかという点については、大規模な見直し作業で今後を見据えた対応を検討するには一定の時間が必要であった。また、新型コロナウイルス感染症の対応を全庁挙げて行っていたという特殊要因があったことも少し影響があったため、意思決定の時期が予算編成に近い時期になってしまった。財政状況の厳しさがあるため、現在のスケジュールの中で最大限説明を尽くさせていただき、予算への反映を進めたとのこと。さらに、時間が短い中での広報なのだから、広報の方法に特別な工夫も必要だったのではないかという指摘については、全て御理解いただくのは難しいと思うが、直接関係のある方には行政全体の中でどうしても必要だという説明を、フェース・トゥ・フェースで行ってほしいとのこと。

6、廃止・縮小の対象事業には、子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指すことに関する事業があるため、尾崎市長の公約に反するのではないかという陳情者の指摘については、業務分析において廃止・縮小の対象となった事業については、廃止・縮小により捻出した財源や人的資源を、新たなニーズや環境変化

に対応するために拡充する事業に配分することにより、全体として子ども・子育て支援施策の推進や、高齢者支援施策の推進につながっていくものと考えているとのこと。また、陳情者が求めている99事業の廃止・縮小の撤回については、少子高齢化、人口減少という状況の中、学校施設の更新などが始まるなど、今後の厳しい財政状況を踏まえて、現在のスケジュールで進めさせていただきたいとのこと。

7、長年、廃止すべきと指摘してきた敬老金支給について、なぜ今回、外部の指摘から急に廃止になったのか、第三者の公平な立場で言われたから仕方がないという、市のエクスキューズが見え隠れするから、市民から見ると丁寧な説明と感じないのではないかと指摘については、毎年の予算審議の中で、敬老金の廃止について御意見をいただいていることは認識している。市は、行政の究極の目的である住民福祉の向上を絶対の目的とし、その時々市民の要望や議会から提案されている他市の事業などを参考に、財政状況に応じて各事業を進めてきたことで様々な事業が増えてきている。大分以前からスクラップ・アンド・ビルドの必要性が言われているが、市民が必要だという事業をなくすことが難しいまま、事業が膨らんできているというのも事実だ。庁内でも行革本部会議などで見直しできる事業はないか議論をしているが、賛成をいただいて進めている事業を、市民と近いところにある市の職員が切るというのは本当に大変な中、公共施設を維持・管理していくことが喫緊の課題になっている。若い人が希望を持って、先々、東大和市でよかったと思えるまちづくりのために、今回、業務分析という形で外部のコンサルタントの力やお知恵をお借りしたとのこと。

8、この陳情理由で逸脱しているとされる地方自治の本旨については、一般的には住民自治及び団体自治の2つの原則により構成されるもので、団体自治は中央政府から独立した地方公共団体が地域の事務を処理すること。また、住民自治は、地域の事務は、そこに居住する住民の意思に基づいて決定されるべきとされており、さらに住民自治については間接民主制を採用しており、選挙で選ばれた議員や首長が政策などを意思決定していくシステムで、当市においてもしっかりと機能しており、何ら問題はないと考えているとのこと。ただし、間接民主制においては、直接一人一人の声を吸い上げる仕組みには限界があるため、当市ではできるだけ多くの市民の声に耳を傾けるということが重要であるという点から、独自に説明会や出前講座やパブリックコメント、SNSによる情報提供など、様々な取組を行っているとのこと。

9、業務分析により、194の事業が廃止・縮小と示されたうち、今回、市が対象とした99の事業以外の残りの95事業についての扱いについての質疑に対しては、今年度の検討の中では個々のタイミングで廃止・縮小することを決めた事業、継続的に検討が必要な事業、また、このタイミングでは一旦廃止・縮小する必要はないのではないかと事業に振り分けてまとめたとのこと。

以上の点を確認し、その後の自由討議では発言がなかったため、自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、本陳情に賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、本陳情は不採択と決しました。

以上、総務委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情に賛成、4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情に、それぞれ賛成の立場で討論をいたします。

初めに、4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情についてです。

公民館、市民センター、老人福祉館、集会所など、これらの公の施設は地域住民が学び合いによって、その知的水準を向上させ、社会的連帯を育んできました。また、この学びは、国家により上から統制的に社会的規範を押しつけるものではなく、住民一人一人のあくまでも個人的、主体的な要求に基づいて行われ、住民自治のよりどころとなってきました。住民の思想信条に立ち入ることなく、個人の自由な学びと育ちの後押しをするために、自治体は無償でこれらの公の施設を利用させてきました。その役割を放棄する有料化の方針には反対です。

市が掲げる受益者負担論は、社会のあらゆる価値を市場に並ぶ商品と見立てて、自由な選択でそれを享受すれば対価を支払うことが当然であると考えられる物の見方です。これらの公の施設は、それとは全く異なる原理で営まれる公共財であり、お金を取ることが当然とされれば、お金を出せない者は利用から排除されることとなります。公民館関係者からは、有料化がされていない現在でさえ、コロナの影響もあり、解散、休止に追い込まれるサークルが現れていると聞きます。今回の有料化方針では、老人福祉館は対象外とされ、また現在はコロナ禍にあるため、有料化の実施は一時凍結されています。しかし、コロナの流行が仮に収まったとしても、なおコロナによる生産・流通の混乱に加え、米中対立やウクライナ危機、急激な円安など、様々な事情が重なって、今年はあるとあらゆるものが値上げラッシュになるとも報じられており、暮らしへの打撃は依然大変なことになるものと見られます。有料化が実施をされれば、経済的困難にある住民は、サークル活動から遠ざかり、地域住民の紐帯が衰退していくことを後押しすることとなります。地域での住民相互の連帯が失われ、人々が散り散りになった存在になれば、結果として行政需要を増やす悪循環に陥ることにもなりかねません。これらの誰でも無償で利用できる集いの場こそ、これからの時代にますます必要とされる施設であるのではないでしょうか。有料化の中止を求め、本陳情に賛成をするものです。

次に、4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情についてです。

本陳情は、令和4年度を中心に行われる99事業の縮小・廃止について拙速な実施を撤回し、市民に丁寧に説明し、市民の納得を得るようにすることを求めるものです。陳情でも述べているように、市民生活に深く関わる重大な変更であるにもかかわらず、市民には12月にたった2回の説明会を行い、僅か20人程度の参加者に説明ただけで、市民への説明は済んだと、今年に入り、早々に実施が決まってしまいました。とりわけ4月から段階的に進められる狭山保育園の廃園は、昨年6月に行われた保護者向けの説明会で、事実上決まっていると言わんばかりの説明の在り方に批判が集まり、複数の陳情が出されました。

本陳情は、縮小・廃止の是非とともに、意思決定に当たり検討状況を市民に逐次明らかに示しながら、方針を決定する前から市民に内容を明らかにしつつ、広く市民の意見を聞く機会を設け、市民の意見表明の機会が

設けられていないことが、市長の公約にも反しているとしています。

我が党は、99事業の縮小・廃止について、実施自体を行うべきでないと考えていますが、陳情の趣旨は当然と言えるものです。これまでも公民館等の公共施設の有料化の決定の際にも、同じ点を指摘されています。このような市民不在の意思決定過程が繰り返されるのは、まさしく住民福祉の向上、地方自治の本旨を軽視したものであり真剣な反省を求めるものです。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

[19番 中間建二君 登壇]

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例に賛成、4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情、4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧の説明することを求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

初めに、第8号議案であります。本条例は職員のサービスの宣誓に際して、任命権者の面前での署名・押印を廃止するものであります。引き続き市民の皆様、また職員の皆様ともに、全庁的なプロセスを目指して、形式的な押印については全て廃止できるよう進めていただきたいと思います。

次に、4第4号陳情であります。本格的な人口減少社会において、当市を含めた多くの自治体では、老朽化した公共施設の維持管理及び人口減少に応じた適正な水準に、スケールダウンを行っていくことは避けることのできない課題となっております。そういう中で、公共施設における使用料・手数料を設定する場合には、これらの課題について現に利用されている方々の御理解や納得を得る必要があると考えます。

その上で、市が取るべき対応として、1、その公共施設の設置目的が果たせるよう、多くの市民が継続して御利用できる適正な料金設定であること。

2、御負担いただいた料金が、適正に公共施設の維持管理に充てられていることが分かるよう、財政の見える化を図ること。

3、市が進める施策に合致する使用については、幅広く減免規定を設けること。

この3点が適正になされるかどうかを見極める必要があります。よって、現段階においては、今後の市の対応において、これらの課題が解消されるかを慎重に見極めるべきであり、本陳情の求めには賛同できないものであります。

次に、4第5号陳情であります。今回の99事業の廃止・縮小に至る前段として、民間のコンサルタント会社による業務分析があります。この業務分析の中では、今後、市が廃止・縮小すべき事業として194事業が挙げられておりますが、市長が優先課題として掲げる、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちの施策に、できる限り影響がないよう庁内で慎重に検討を重ね、99事業まで対象が絞られたものと認識しております。

業務分析の結果として、事務事業の廃止・縮小にとどまらず、庁内の組織体制の変更、事務事業の遂行方法、業務プロセスの省力化、民間委託やICT化の推進、時間外勤務時間の削減など、持続可能な市政運営を進めていくための行財政運営の最適化、効率化を図るために重要な調査結果が取りまとめられております。これらの課題に対してスピード感を持って適切に対応していくことが、市民の負託に応え、そして10年後、20年後、30年後の将来の東大和を担う市民の負託に広く応えることになると考えます。

そのためには99事業の廃止・縮小にとどまらず、このほど取りまとめられた第6次行政改革大綱の推進を強力に図りながら、持続可能な行財政運営と市民サービスの向上を目指して、継続して取り組んできた行政改革のこれまでの実績や成果について、市民の皆様に適時適切に情報公開を図り、説明責任を果たすことが必要であります。このほどの99事業の廃止・縮小についても、撤回をするのではなく、広く市民の皆様の御理解を得ながら進めていくべきであり、本陳情に反対するものであります。

以上です。

[19番 中間建二君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 9分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情及び4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

まず4第4号陳情についてですけれども、陳情者が挙げている公民館をはじめとする公共施設には、それぞれ目的があります。例えば公民館については社会教育法第20条で、「公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされています。

一方で、図書館についても、図書館法で「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。」とあります。それぞれ、その存在が私たちの社会生活に必要なからこそ法律で定義され、また図書館については原則無料で利用されているわけです。また、日々私たちが使っている道路についても基本無料で使うことができます。ただ無料といっても、誰か特定の個人が負担しているのではなく、我々国民の税で運営されているわけであり、それが社会インフラと呼ばれているものであります。

社会インフラは、我々の社会生活に必要なものであり、それらはひとしく税で運営していくものであると考えます。陳情者が例に挙げているこれらの施設は、この社会インフラに相当すると考え、ひとしく税で運営されるべきものと考え、賛成の討論とします。

次に、4第5号陳情についてですけれども、今回、市は東大和市業務分析等支援業務報告書に基づき検討した業務改革のうち99の事業の縮小・廃止の方針を決めました。陳情者は、この99の事業の縮小・廃止に対して直接反対を述べているのではなく、丁寧に説明することを求めています。今回、市の説明では、昨年9月以降、この方針に対して市報やSNSに掲載し、また市民説明会を2回ほど行ったということであり、この期間の短さに対して、市は方針策定から予算審査の間、時間的余裕がなかったという趣旨の説明をされましたけれども、そもそも、この事業の廃止については、何年も前から議論されたものも含まれているはずで、それを全て一緒にして、時間的余裕のないことを理由として、市民への説明責任を果たしたということとはできないと考えております。しっかりと市民と向き合い、特に関係者には丁寧な説明を行うことに対して反対

する理由はなく、本陳情の賛成討論といたします。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。私は、自由民主党を代表し、4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情、4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧で説明することを求める陳情、以上の2つの陳情に対し、いずれも反対の立場で討論いたします。

初めに、4第4号陳情について申し上げます。

陳情理由にも一部記載がありますが、公民館とは自主的活動、地域活動などを通じて、市民の教養や暮らしの向上、地域社会のつながりの拠点となる施設であり、教育・文化芸術に関する各種の事業を行う教育機関のことであると言われており、その認識は誰でも共通に未来に向かって必要な施設であり、守っていかなければならない公共施設であることは、皆、共通の認識であると思っています。

公共施設の使用料は、施設の特定の部屋を、特定の団体が一定の時間、占有利用する場合に負担していただくもので、施設を利用する方と施設を利用しない方の負担の公平性の観点から、施設の利用は原則有料とする地方自治法の原点に立ち、ほぼ全て免除となっている現行の免除規定を見直すことが必要であり、また他の自治体も既に取組にあるように、東大和市も実施に向けて検討に入ったとのこと。

委員会の中では、今後の検討の中では減免に関する検討の中で、公共性の高い団体、地域社会との交流と文化水準の向上のための市民の自主的なサークル活動の範囲や減額割合は、市民活動を停滞させることのないよう市民の声を丁寧に聞き、活動を継続できるよう十分な話し合いをすることをお願いさせていただきました。しかしながら現に今も、公共施設を利用することで施設は劣化し、光熱水費など経費がかかるのが現実であり、公共施設を維持管理していくための根幹の市税収入については、人口のピークが令和7年と予測されており、働く方が減り、4人に1人が高齢者となる時代がもう目の前まで来ており、扶助費など社会保障費が増えるのも現実的な問題です。人口減少社会が到来することが分かっているが、何も対策を講じないわけにはいかないのです。

市長、理事者の皆様の強い御決意をお伺いし、次世代へ先送りをせず、市と市民が一体となって将来世代のためにも、持続可能な東大和市の公共施設を守っていくという考え方は自由民主党も同じであります。よって、陳情理由には賛同いたしかねることから、本陳情には反対をいたします。

次に、4第5号陳情について申し上げます。

今回の東大和市業務分析等支援業務報告書に基づいて、事務事業の廃止・縮小が進められ、99の事業の縮小・廃止を決定しました。こういった行政改革の取組は、小・中学校を含む市内多くの公共施設を維持管理していくことは喫緊の課題であり、将来世代に大きなツケを残さず、30年後も東大和市を残し、将来世代の若者が希望を持って東大和市に住んでよかったと思えるまちづくり、元気で生き生きと市民の多くが充実した生活を送れるようにとのことから、市長選の公約に持続可能な市政運営と行政改革の取組を掲げて、市民の負託を受けてきた事実のとおり、尾崎市長、理事者の皆様も、今回は本当に究極の苦渋の決断をしたと御決意を伺っており、自由民主党としてはその御決意に対して強く賛同の意思を示してまいりました。

しかしながら、総務委員会の場でもお伝えしましたが、直接にその事業の恩恵を受けてきた市民の方々にとっては、非常に不利益な部分があるのも事実であり、利用されてきた市民の方には多くの時間をかけても御理解をいただく努力を重ね、様々な媒体を通じて市民のお知らせの必要性のお願いもさせていただいたところ

です。

また、陳情理由の一つにある各児童館の運営事業を全て突然に縮小との記載がありましたが、実際には全ての運営事業が縮小になるわけではありません。しかしながら、99の事業の縮小・廃止の文言だけが独り歩きをしてしまい、これでは利用されている市民の多くの方が不利益を受けることになるように捉えられてしましますが、各児童館の行事については事業効果を下げることなく一から内容を見直し、縮小できる部分については実施をし、このことにより捻出した財源については、例えば未就学児の保護者から大変ニーズの多い、子育てひろば事業の拡充事業に配分し、全体としては子ども・子育て支援施策の推進につながっていくことになるということです。

既に実際の児童館の現場では、事業が縮小になっても遊びに来ていただく保護者と、子供たちにたくさんの笑顔が咲いてもらえるように、児童館をより大好きになってももらえるように、今の段階から、「お金がないなら汗をかいて皆で知恵を出す」との思いから、現場では職員一同が多くの行事に今まで以上に積極的に汗をかいて、知恵を出して対応しているよう、既に意識高く今から取組をしているそうです。実際に児童館の職員だけでなく、定期的に児童館の現場に足を運んでいただいている担当部課長、そして自ら積極的に来館された保護者にお声がけをし、次年度からさらなる取組につながるよう、子育てひろば事業のPRを積極的に実施しているそうです。

そのような取組の姿を見て、現場の児童館の職員はさらなるモチベーションの向上につながり、現在の「お金がないなら汗をかいて皆で知恵を出す」、こういった取組がつながっているのだと思います。12月の市民説明会の中で、「学校施設の老朽化は急には起こらない。前から分かっていたことだ。」と少し語気を荒げて発言された方がいらっしゃいましたが、これからの時代は将来の財政運営が厳しさを増す中、市民や利用者にも支えてほしいとの考え方は、市長自身も様々な会合の席で、少なくとも10年以上前から、市民との交流の中で将来を見据えて行財政改革の重要性を繰り返し話をされており、例えば、コミュニティバス「ちょこバス」や、コミュニティタクシー事業など、地域の皆様が積極的に利用して支えていただくことが事業の継続につながる。市からの補助ばかりを期待するのではなく、地域の皆様で自分事として捉えていただき、大切に地域の皆様が育ててほしいとの話は、市長のお考えを酌み取り、担当部局、企財部長からも繰り返し様々な場面でお伺いをさせていただきました。そのような経緯を踏まえて、自由民主党は今回の取組を賛同させていただいております。よって、陳情理由については賛同いたしかねることから、本陳情には反対とさせていただきます。

以上をもって、自由民主党の代表としての反対の討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第1号陳情 東大和市の条例規則で議員が請願法の官公署であることを規定することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第3号陳情 「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第4号陳情 公民館など有料化しないよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第5号陳情 99の事業の拙速な縮小・廃止に反対し、市民に丁寧に説明することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第 6 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 7 3第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情

日程第 8 3 第 1 1 号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情

日程第 9 3 第 1 2 号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第 6 第 19 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第 7 3 第 10 号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、日程第 8 3 第 11 号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、日程第 9 3 第 12 号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情、以上、議案 1 件、陳情 3 件を一括議題に供します。

以上 4 件につきましては、厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） ただいま議題に供されました第 19 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、3 第 15 号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、3 第 11 号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、3 第 12 号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情の議案 1 件及び陳情 3 件について、厚生文教委員会における審査経過並びに結果報告を御報告申し上げます。

2 月 7 日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め議案審査を行いました。

初めに、第 19 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

昨年度に比べ、東京都への納付金が相当増額されているが、この理由と背景等を伺うとの質疑に対し、令和 3 年度の医療給付費の増が大きく影響を及ぼしている。被保険者数が減少している中で、納付金の医療分については令和 3 年度比で約 1 億 4,700 万円の増となっている。この納付金医療分の急増が、納付金急増に大きく影響を及ぼしているとの答弁がありました。

次に、大変厳しい状況の中で、本市については抑制策に取り組んでいると思うが、具体的にはどのようなことを行っていたのかとの質疑に対し、国民健康保険事業運営基金の積極的な活用があり、令和 3 年度末基金残高を約 3 億 6,500 万円と見込んでいる。このうち約 2 億 4,600 万円を活用して、保険税改定率の改定幅を抑制した。この基金活用を行わなかった場合、1 人当たりの保険税改定率は 11.49% となるが、基金活用により 5.52% となっている。収納率についても、直近過去 3 年度間のうち、最も高い収納率を保険税率改定積算の際に使用することで、保険税の急増抑制に資するものとなっている。令和 2 年度決算における収納率は 95.7% である。保険者努力支援制度で得られる交付金のほか、様々な市の取組により、得られる交付金等の活用についても、約 9,600 万円を当初予算計上し、大きく保険税急増抑制に資するものとなっている。保険者努力支援制度については、現状の採点の結果として、東大和市が 26 市の中で 1 位であるとの答弁がありました。

次に、様々な取組の中で、コロナ対策での市独自減免の実績と、令和 4 年度の取組についてとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響に関わる保険税の減免については、令和 3 年度の全体の実績となり、令和 4 年 2 月末時点で約 100 世帯、減免額は約 1,600 万円となっている。令和 4 年度の取組については、見込みとして約 70 から 80 世帯、1,400 万円の減免額を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、基金活用の詳細についてはどの質疑に対し、国民健康保険事業運営基金の活用額については、約 2 億 4,600 万円を予定しているとの答弁がありました。

次に、被用者保険の適用拡大に対する影響は、具体的にはどのようになっているのかとの質疑に対し、新たに適用となる人数については、国が示した見込みとして、全国で約 40 から 50 万人と推測される。全国の国民健

康保険被保険者数のうち約2%と認識している。市でもおおむねこの割合が新たな対象となると想定しているが、人数としては約350人程度と見込んでいる。被保険者数への影響としては、この人数程度が国民健康保険から脱退していくものと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、保険者努力支援制度などで、当市において交付金を頂いているわけだが、令和4年、令和5年、この計画を終了する令和6年度以降はどのような見込みをしているのかとの質疑に対し、国からの公費3,400億円については、現状では令和6年度以降も継続的に投入されると認識している。3,400億円の一部を財源としている保険者努力支援制度についても、評価項目を見直し、継続されるものと認識している。また、現時点では、当初の計画どおり令和5年度までと認識しているとの答弁がありました。

次に、今回、議員全員協議会の中で示された説明で、東京都への要望を東大和市として行い、市長会等を通じて要望活動を行っている。この内容について要望書の資料請求があり、担当部局より、当市及び東京都市長会よりの要望書が各委員に提出され、改めて質疑を行いました。保険者努力支援が26市の中で、1位の評価という中で、これ以上、求められるものは、さらなる法定外繰入れを解消したことに対する加点、算定を下げる仕組みしかないと理解した。この要望書を出すに当たっての市の考えについての質疑に対し、令和4年度の納付金額については、東京都の試算の段階から急増する可能性が示され、市でも重く捉え、東京都へ要望書を提出することになったとの答弁がありました。

国や東京都の方針に基づいて、今まで被保険者の方々の理解をいただき、国民健康保険の財政健全化に積極的に取り組んでいる当市の実情を、直接、東京都の担当者の方に説明をした。そのような状況の中で、市長会のほうの緊急要望については、急増の要因をコロナウイルスの特殊な影響があるということを訴えられていると思う。市としてどのようなお考えなのかとの質疑に対し、東京都市長会の要望についてはおおむね同意している。医療分納付金の急増については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う検査や、診療数の増加や診療報酬上の臨時的な取扱い等による影響があると推察しているとの答弁がありました。

次に、コロナ危機が長期にわたり、まだ収束の見通しが立たない中で、この値上げの計画が始まる前から、市民の生活は厳しいと言っていたが、それがさらに苦しくなっている。国保の加入者の方、非正規の方、フリーランスの方、コロナの影響を受けている方々であり、市民の暮らしがどのような状況に置かれているのか、市がどのように受け止めているのかとの質疑に対して、地域経済や市民生活には一定程度の影響が出ていると認識している。市内の事業者に対して、中小企業者等応援助成金及びキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業を継続的に実施した。これらの取組により、市民及び事業者の皆様への負担軽減や、地域における消費喚起が図られてきたものと考えているとの答弁がありました。

次に、計画終了後に必要なお金が足りなくなったときに市として値上げになるのか、一般会計から繰入れをするのか、どのような方向性になっているのかとの質疑に対し、赤字補填繰入れを解消された後の保険税率については、東京都への納付金の算定額によるところが大きい。その当該年度の納付金の算定結果を踏まえて、基金や交付金等の活用を含めて、必要となる保険税率を総合的に判断していきたいとの答弁がありました。

次に、来年度も中止していただきたいと思っているが、値上げは毎年であり、その先にはしないという答弁があればと思う。6年間で特例基金、激変緩和措置なども活用していくとのことだが、激変緩和措置の分の影響額はどのぐらいになるのか、法定外繰入れをなくすことについての財政的なインセンティブは、ほかに激変緩和措置以外にあるのかとの質疑に対して、令和4年度の激変緩和措置額は約2,200万円と見込んでいる。赤字補填繰入れを解消することにより保険者努力支援制度、こちらで高く加点されることになる。その分、交付

金が多く得られ、保険税率算定の際に活用できると考えているとの答弁がありました。

次に、東京都に財政責任を果たしてという要望をすることは大事な取組だと思うが、同時に市が何とか踏みとどまって値上げを中止していただきたい。また、引下げをするように判断をしてほしいとの質疑に対し、今回の納付金急増については、医療給付費の急増という大きな要因として捉えている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特殊な影響があると推察している。こうした特殊な影響について、全て保険税率に転嫁することを避けるため、令和4年度は積極的な基金活用を行うこととした。財政健全化計画を推進し、国が設けた特例基金によって、国民健康保険税の急増抑制が図られている令和5年度までに赤字補填の繰入れを解消することが、市民の皆様の負担に最も影響が少なく、財政の健全化が図れるとの答弁がありました。

次に、市では国民健康保険の運営協議会があり、今回の改定について市の運営協議会の諮問等の中では、委員からどのような意見が出ているのかとの質疑に対して、被保険者数が減少傾向にある中で、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の急増という厳しい状況になっている。国民健康保険制度の維持と財政健全化のために、今回の保険税率の改定はやむを得ない。また、赤字補填の繰入れを次世代へ残すべきではない。また、積極的な基金の活用により、1人当たりの納付金医療分の補填や、被用者保険適用拡大の影響補填、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等を対象とした保険税減免の実施等を行って、均等割の抑制や、課税限度額を法定とすることによる所得割の抑制による中・低所得者への配慮を一定程度評価している。また、国民健康保険の構造的な課題や、広く公的医療保険の課題等について広域で対応し、国へ改善の要望をしていくことが必要などの意見があったとの答弁でありました。

次に、今回、市では東京都に単独で要望書を提出したが、そのときに東京都とどのようなやり取りがあったのかとの質疑に対し、東京都内の自治体の中で10年、20年かけて赤字補填繰入れを解消する自治体があることは、東京都としても課題視しており赤字補填繰入れの解消年度の前倒しを提案していきたいと考えている。また、要望の実現については、困難な一面もあるが、赤字補填繰入れの解消に頑張っており取り組んでいる自治体へ、何らかの形でインセンティブを与えるという要望として捉え、検討したい。加えて東京都としても、東大和市のように、積極的に赤字補填繰入れの解消に取り組んでいる自治体があることは励みになる。積極的に赤字補填繰入れの解消に取り組む自治体がないと、国へ何らかの要望を行うときには説得力が伴わない。東京都としても、同じ方向を向いて国保の財政健全化に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、国保の構造的課題については、国にもいろいろ取り組んでいただかないと解消は難しいと思う。市の運営協議会の委員からも、国に向けての要望が必要との意見が出ていたようだが、どのような意見が出たのかとの質疑に対し、被用者保険の適用拡大の動向があり、制度の中でも所得のある方が抜け、医療にかかるリスクのある方の割合が加入者の中で増えることで、国民健康保険の構造的課題が進んだ場合、一自治体の努力ではどうにもならなくなる局面が出てくる可能性がある。市の国民健康保険運営協議会の委員から貴重な御意見があり、課題の改善については同じ保険者である東京都とともに、広域的な要望活動をしていく必要がある。東京都市長会を通じて、国に対する公費の拡充や、公的医療保険の一本化等を、これからも継続的に要望していくとの答弁がありました。

質疑を終了し、3名の委員が自由討議を行い、自由討議を終了、1名の方が反対の討論を行いました。

採決の結果、起立多数。第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案可決と決しました。

次に、委員会提出議案について、第19号議案の審査の中において、委員から国民健康保険制度についての国

及び東京都に意見書を提出してはどうかとの意見があり、協議を行いました。

主な意見は、次のとおりであります。

市民の負担を軽減するためには、健全化計画が終了する令和5年、6年で、さらに市民の負担を求めることがないように、しっかりと東京都に財政支援を当市として求めていく必要があるというふうに考えている。構造的な問題を解決するために、財政支援をしっかりと求めるということは大事だと思うが、計画どおり進めた市だけがインセンティブをとというのはおかしいと思う。6年間連続で値上げをした市がもらえるインセンティブというようにもとれるので、その点については一致できない。

意見書を出すことは賛成である。一部の達成した自治体だけインセンティブがあることについては反対だという意見もあるが、それは国で判断することで、東大和市という一つの自治体として、どういうメリットを享受できるのかというところに置いた上での意見書を考えていただきたい。東大和市議会として、市民への負担を軽減するために、国や東京都に求められていることに対して精いっぱい応えている。基金の取崩しや、様々な医療費抑制も、26市の中で一番頑張っている。それでも上げざるを得ない状況を、責任主体の東京都にどのように考えるのかは求めていくべきだと思う。

また、意見書の具体的な例文等を挙げていただきたいとの話が出たため、正副の意見書案を配付し、協議を重ねました。「東京都においては、法定外繰り入れによる、赤字補填を解消した自治体に対して、東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うこと」の部分を削除すれば一致できる。「法定外繰り入れの赤字補填に頑張った自治体」も、そこの部分を入れなければ、実際には市民負担の軽減が難しいという全国的な状況も確認した。それを削った意見書では駄目だと思う。

「東京都においては、法定外繰り入れによる、赤字補填を解消した自治体に対して、東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うこと」については、やはり議会として取り入れる内容ではないかと思う。これを削除すれば、意見書を出すこと自体考えたほうがいい。一致したところを出せたらと思う。また、ほかの委員の方の意見も聞き、今回はもう少し議論が必要と思う。

各委員から様々な意見が出たが、内容について意見の一致が見られず、委員会としてはやむを得ず意見書は提出しないこととした。

次に、令和3年第4回定例会において、審査に付託されました3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情、以上3件についての審査経過並びに、審査結果を御報告申し上げます。

1月31日に本委員会を開催し、副市長の出席を求め、陳情3件の審査を行いました。3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情について御報告を申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

市民から理解を得ることが難しい事案について、市がどのような基本姿勢で臨んでいるのかとの質疑に対し、これまでも様々な施策を進めていく際、市民の皆様の御理解や御協力をいただけるよう、可能な限り丁寧に説明会や懇談会を行ってきた。今後も市民の皆様の御理解、御協力をいただけるよう、様々な事案を進めていく際には丁寧な対応に努めていくとの答弁がありました。

次に、説明会や懇談会などを開いているが、市民と信頼関係をつくりながら進めることが大事だと思う。どういうものだったと考えているのかとの質疑に対し、昨年6月から12月までに新型コロナウイルス感染症の感

染拡大防止、こちらの観点も踏まえ、延べ17回、開催した。市民の皆様、保護者の皆様がどのようなお考えを持っているのかを聞かせていただくということで、分かりやすく説明をし、丁寧にお答えすることに努めてきた。しかしながら、今回、保護者の皆様から御指摘をいただいたことについては、保護者の皆様の心情等を理解するための配慮等が足りなかったものと考えられるとの答弁がありました。

質疑を終了し、2名の委員が自由討議を行い、討論を終了、採決の結果、起立少数、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情については、不採択と決しました。

次に、3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情についての御報告を申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

この陳情は、発言の撤回ということを求めているが、事実としてこうした発言があったのかとの質疑に対し、事実として、そういう発言はしていないとの報告を受けているとの答弁がありました。

次に、陳情者は、「一般的に、住民が不利益を被るような行政事務が執行される場合、まずは不利益に対する補償内容を提示し、合意形成が図られるまでは、事業に着手しないのが常識である。」と言っているが、市はどのような認識をしているのかとの質疑に対し、不利益を被る場合ということではなく、行政は直接利害関係のある方の御意見も一定の考えは聞くが、市として今置かれている財政状況等、保育園の関係でいうと、お子さんをどのように預かれるかという状況を総合的に判断して進めていくという考えであるとの答弁がありました。

質疑を終了し、2名の委員から自由討議があり、自由討議を終了し、討論を終了、採決の結果、起立少数、3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情については、不採択と決しました。

次に、3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

市の職員の方の発言責任に対する市の認識についてはどの質疑に対し、聞いている方に正しく伝わるように説明するというのが職員の責務であると考えているとの答弁がありました。

次に、市職員の方の発言や態度について、市民の方から御指摘があった場合、どのように対応するのか。また、バックアップするような支援をしていく体制が必要だと思いがとの質疑に対し、内容については全て市長に報告がされ、その内容に応じ、庁内全ての部署、それぞれの担当部署において内容の共有を図り、再発防止に努めている。内容により勘違いをされている場合もあり、丁寧に内容を説明しているが、うまく伝わらなかったということもあるため、職員のまずいところは改めるように、また明らかにそうでない場合もあり、そういうときは言い方や、言う場所に配慮し、自信を持って仕事を進めるよう、両面での指導をしているとの答弁がありました。

質疑を終了し、1名の委員が自由討議を行い、自由討議を終了し、1名の委員が賛成の討論を行いました。

討論を終了し、採決の結果、起立少数、3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情については、不採択と決しました……。失礼いたしました。委員会の開催について、2月7日と発言しましたけれども、3月7日の間違いですので訂正をいたします。

以上で、厚生文教委員会に付託された議案1件、陳情3件についての審査結果、並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○15番（佐竹康彦君） すみません。今の委員長報告で、度々、3「第10号陳情」を「第15号陳情」というふうにおっしゃっていたように聞こえたんですけども、これは正しくは「3第10号陳情」でよろしいかと思うんですけども、この点だけ確認させてください。

○17番（木戸岡秀彦君） 第10号陳情で間違いございません。よろしく申し上げます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対、3第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情に賛成の討論を行います。

国民健康保険税の一部改正条例は、6年連続1億円値上げの5年目の値上げを実施するための条例です。5.52%、9,907万3,000円の国保税値上げを課すものです。

第1に、連続値上げに一片の道理も正義もないことです。国民健康保険加入世帯は、協会けんぽなどと比べて、加入者の所得が低いのに保険税負担が大きいことが構造的課題と指摘され、このことは国も市も認めています。6年連続値上げ方針を市民に説明した2018年2月の市民説明会資料では、加入者1人当たり所得は国保が86万円に対して、健保組合は207万円。1人当たり所得に占める保険税の割合は、国保9.9%に対し、健保組合5.7%となっています。全国知事会が要求したとおり、国費1兆円を国保会計に投入して、国保加入者の保険税負担を引き下げていかなければ、ここで指摘された構造的課題は解決されません。

ところが現在、東大和市では国保加入者の国民健康保険税の6年連続値上げが強行されています。構造的課題の解決に逆行し、社会的不正をさらに拡大するものです。所得水準の低い国保加入世帯に、制度のゆがみのツケを回し、負担を押しつける国保税の値上げに一片の道理も正義もありません。40代夫婦と子供2人で、給与収入400万円の4人世帯の場合、37万2,300円だった保険税は、この間の値上げで48万8,300円にまで上がり、年収の12.2%が国保税だけで課税される結果となっています。

第2に、今回の値上げについては、6年で解消すべき赤字を解消するという現行路線のもとでも必要のない値上げです。令和4年度当初で3億6,500万円の基金残高が見込まれ、このうち僅か9,482万円を取り崩せば、

解消すべき赤字を計画どおり解消した上でも値上げを避けられます。この基金は、保険税連続値上げの中で生み出された黒字が積み上げられたもので、全額取り崩して値上げを中止し、引下げに活用すべきものです。

今回、コロナなどの影響で増えた医療給付費などで、保険税が激増することを避けるために、2億4,000万円余りを取り崩すとしていますが、コロナの影響など、国保加入者の責任に属さない理由で保険税が上がるのであれば、加入者の保険税が原資である基金を取り崩すのではなく、国や東京都、市の責任で財政措置すべきものであることも指摘しておきます。

第3に、国保税連続値上げ路線が6年では終わらず、際限なき値上げの道であることも明らかになりました。平成30年、6年連続値上げに際して、6年連続値上げ後の保険税の目安として、市が説明した標準保険料率を基に、2023年度の保険税を計算すると、40代夫婦と子供2人で給与収入400万円の4人世帯で46万9,900円というものでした。今回示された標準保険料率で、2023年度の保険税を計算すると53万1,600円になってしまい、6万1,700円、13%以上も増えてしまっています。逃げ水のように、毎年、ゴールが遠ざかっていく。際限なき値上げ、展望なき値上げです。

第4に、国保制度の構造的課題を解決することもできないことが明らかになりました。2011年度、23万6,515円だった1人当たり医療給付費は、2022年度予算では33万2,087円で、40%もの増と見込まれています。また40代夫婦と子供2人で給与収入400万円の4人世帯で、2011年度、28万6,400円だった保険税は、2022年度は48万8,300円と20万1,900円。70.5%も上がりましたが、保険税収の総体は逆に減少しています。この道を幾ら突き進んでも構造的課題の解決にならない。解決からもどんどん遠ざかっていくことは明らかではありませんか。間違った道を引き返すよう求めます。

国と東京都及び東大和市が財政措置を拡充し、社会保障制度としての国民健康保険制度を確立していくことが唯一の解決の道です。東大和市が東京都に対して、保険税抑制のための一般会計の繰入れを解消した自治体を財政的に優遇するよう求めたことが明らかにされました。所得水準の低い加入世帯に財政負担を押しつけた自治体が優遇されるような制度をつくることは、国の間違った展望なき悪政への追随を自治体に競わせるものであり反対です。

全国全ての自治体が子供の医療費について何らかの助成を行っていますが、国はこれに敵対してペナルティーを科してきました。現在でも一部ペナルティーが残されていますが、東大和市を含め多くの自治体が、ペナルティーを科されてもなお助成制度を継続・拡充し、国に助成制度創設を求めています。東大和市が、相手が国でも東京都でも、間違った道にはきっぱりと反対して、市民の利益を守る立場に確固として立つよう求めます。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園に関わる3つの陳情について述べます。

日本共産党は、唯一の公立保育園である狭山保育園の廃園は、市の保育に係る公的責任を後退させるものとして反対の立場です。検討過程でも、公立保育園の役割について検討された形跡が全くないことは、この点で重大だと言わなくてはなりません。進め方も極めて問題です。段階的廃園の検討について、5月末に市議会に説明し、8月中に段階的廃園を決定したとしていますが、段階的廃園の方針を決定する以前の段階、市議会には説明したものの保護者への検討の説明の前の段階で、既に新規入園を受け付けないことを決めていました。3つの陳情は、いずれもこうした市側の不誠実な対応の改善を求めるものであり、当然のものであります。検討の内容も、進め方も、極めて乱暴な、市立狭山保育園の段階的廃園方針の撤回を求め、討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

[18番 東口正美君 登壇]

○18番(東口正美君) 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正では、令和4年度に東大和市が東京都に納める納付金額が25億8,984万円と、前年度よりも1億2,000万円増額となっていることが示されました。増額分全てを保険税率の見直しによって賄う場合は、1人当たりの改定率は11.49%の大幅な増額改定が必要となります。そこで、保険税率抑制の取組について委員会で確認しました。

まず国民健康保険事業運営基金の活用については、総額2億4,609万円の基金を活用することにより、保険税率の抑制を図ることが示されました。その内訳は、1人当たりの医療分納付金額の補填として1億8,107万円、被用者保険適用拡大の影響緩和のために4,000万円、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対する市独自の減免策として1,400万円、税制改正の対応として702万円。また、市独自の多子世帯負担軽減施策として400万円の基金が活用となります。さらに、レセプトデータを活用した健康支援や、ジェネリック医薬品の推進、残薬への指導などを行う東大和市の医療費抑制の取組が高く評価され、保険者努力支援制度では多摩26市の中で1位の評価を得ており、そのことで交付される金額は3,136万円。また、収納率向上による東京都からの特別交付金6,502万円。これらを活用することで大幅な税率抑制が図られ、当初の11.49%増額改定から5.52%までの抑制が図られることが示されました。

また、低所得者への配慮としては、引き続き7割・5割・2割負担軽減対応、応益割抑制の対応も示されました。

このたびの保険税条例の改正は、平成30年度に示された財政健全化計画に沿って、法定外繰入れによる赤字補填の解消を6年間で達成するための改正であります。

そこで、財政健全化計画が終了する令和6年以降の国民健康保険税の見直しについても、委員会の中で確認いたしました。財政健全化計画の多摩26市の取組は、赤字補填解消まで10年から15年かけて行っているところもあり、国が示す6年間で解消を目指しているのは東大和市と八王子市だけであること、また、令和6年度以降は、東京都国民健康保険運営方針が見直される予定であることが説明されました。ほかにも令和4年10月からは、被用者保険適用拡大により、国保税の加入者のうち、一定の収入がある約2%、東大和市においては350人程度の方が国民健康保険から抜けることによる影響についても確認しました。

以上のような状況から、国民健康保険事業が抱えた構造的な課題は、1自治体では解決できるものではなく、東京都市長会や東京都国民健康保険協議会を通じて、国や東京都に要望書の提出が行われています。また、東大和市としても独自に、東京都に対して要望書の提出を行っており、要望書の内容も委員会の中で確認いたしました。東大和市が東京都に提出した要望書には、被保険者に著しい保険税負担を求めなければ、財政健全化計画を遂行することができない、大変に厳しい状況であることが示されており、このままでは計画の遂行ができなくなるおそれさえあると訴え、東京都の財政支援を要望しています。

さらに、厳しい状況の中でも、市民の理解を得ながら、国や東京都の求めに応じ、6年間で法定外繰入れによる赤字補填、解消した自治体に、東京都独自の支援策を講じることも要望しています。

このような内容で、市が東京都に要望書を提出したことを重く踏まえて、市民の保険税負担の軽減のため、東大和市議会としても、国や東京都に対して、市の要望書を踏まえた意見書の提出を委員会に提案しました。しかし、法定外繰入れによる赤字補填解消の反対の会派から、それを前提とした東京都への要望に反対の意見

があり、意見書提出に至らなかったことは委員長報告のとおりです。

さきに述べたとおり、国民健康保険の構造的な課題は、1自治体だけでは解決できない中で、国が示す財政健全化の方針に沿って、東大和市は真剣に取り組んできています。また、保険者として行ってきた様々な医療費抑制策も、26市の中で一番評価を得ています。それでも、毎年の保険税を増額改定しなければならない中で、東大和市民の負担を軽くするためには、責任主体である東京都に対して、議会側も一致して支援を求めていくべきと考えます。今回、委員会での意見書提出ができなかったことは非常に残念ではありますが、今後とも公明党会派として、国民健康保険の課題解決に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、本条例に対する賛成討論といたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。私は自由民主党を代表して、第19号議案東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度の重要性は誰もが認識しているところであり、その必要性は時代を追うごとに増えています。この制度を安定的に維持・運営していくためには、国保財政の健全化を推し進めなければなりません。現在の国民健康保険制度は、市の一般財源からの法定外繰入金に依存している部分があり、将来にわたって安定的に健全な制度運営を継続していくためには、この繰入れを解消し、国民健康保険事業特別会計単独での独立採算を確立させる必要があると考えます。市では平成30年度より6年間で一般財源からの繰入れによる赤字補填を解消すべく保険税率の見直しを行い、令和4年度が5年目の取組となります。

今回の改定については、基金を積極的に活用し、中・低所得者に対する配慮を継続しつつ、引上げ幅を可能な限り抑える点を評価したいと思います。

今般、納付金の額が前年に比較して約1億2,000万円、引き上げられました。これはコロナ感染症等による医療費給付の引上げによるものと推察され、一定程度やむを得ない部分があることは理解できるところです。ただ、今後は、少子化、高齢化等の影響もあり、制度を支える保険税納付者数の減少から、制度そのものが健全に維持・運営していくことが困難な状況に追い込まれていく可能性があることも、否めない事実であると考えます。

東大和市では、様々な施策を展開していく中で、東京都に対する要望を継続していると伺っております。東大和市から東京都福祉保健局長宛てに、「納付金の算定にあたり、被保険者の保険税負担の急増を抑制するために必要となる東京都独自の財政支援などの措置を、早急に拡充すること。」「法定外繰入れによる赤字補填を解消した自治体が対象となる東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うこと。」といったことを、取り入れた要望書を提出していることも高く評価できることであります。

一方で、本制度に関しては、その制度運営が各自治体に任されており、制度を健全に維持・運営していくことに、大きな困難が生じている自治体もあることから、東京都あるいは国として、広域での対応を検討すべき時期に来ているのではないかと推察しております。かかる状況を加味した上で、国民健康保険制度に関する今回の市の対応は、基金を積極的に活用し、納付金の医療分の補填、社会保険適用拡大の補填、新型コロナの保険税減免も実施される考えを示し、中・低所得者層に対する配慮も、100%とは言えないながらも、今できる全てのことを、できる限りの範囲でやろうとしているものと同じ知ることができるため、今回の改定につきましては、令和3年度を上回るものになってしまいますが、現行制度の維持と財政健全化を確立していくために、

必要な対応であると判断し、賛成の討論とさせていただきます。

[11番 森田博之君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。
よって、本件を不採択と決します。

日程第10 第29号議案 市道路線の変更について

○議長（関田正民君） 日程第10 第29号議案 市道路線の変更について、本案を議題に供します。
本案につきましては、建設環境委員会委員長 木下富雄議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） ただいま議題に供されました第29号議案 市道路線の変更について、建設環境委員会の審査経過と結果を報告いたします。

この審査は、令和4年3月8日に本委員会を開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第29号議案を議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第29号議案 市道路線の変更については、原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 木下富雄君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 3第17号陳情 東京23区、多摩26市3町1村のほとんどが導入している『会議録検索システム』の導入を求める陳情

日程第12 4第 2号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求め
る陳情

○議長（関田正民君） 日程第11 3第17号議案 東京23区、多摩26市3町1村のほとんどが導入している『会議録検索システム』の導入を求める陳情、日程第12 4第2号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求める陳情、以上、陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） ただいま議題に供されました3第17号陳情 東京23区、多摩26市3町1村のほとんどが導入している『会議録検索システム』の導入を求める陳情、4第2号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求める陳情。

以上2件の陳情について、議会運営委員会における審査経過及び結果の報告を行います。

本審査は、令和4年3月8日に議会運営委員会を開催し、行いました。

最初に、3第17号陳情 東京23区、多摩26市3町1村のほとんどが導入している『会議録検索システム』の導入を求める陳情に対する主な質疑は以下のとおりです。

陳情理由では、東大和市と奥多摩町以外では、会議録検索システムを導入しているとなっているが、実際の導入状況はとの質疑に対し、昨年3月の多摩26市のデータによると、東大和市と東村山市の2市が会議録の検索システムがなく、それ以外の24市で何らかの形で会議録の検索システムが導入されているとの答弁がありました。

次に、東大和市では、グーグル検索という機能を利用しているが、他の検索システムと利便性という点でどこが違うのか。また、陳情趣旨には、他の地域では平成中頃から導入が始まっているとあるが、東大和市で検索システムの導入が遅れた理由はとの質疑に対して、グーグル検索というのは、サイト内の全てを検索するシステムであるのに対して、会議録検索システムというのは、会議録の中に出てくるものだけを検索し、表示するシステムとなっている。東大和市で、いつからグーグル検索を導入しているかは調べていないが、今現在、議事録として検索ができるのは平成24年分の委員会、本会議は26年から検索できるようになっている。会議録検索システムの導入が遅れた理由は分からないとの答弁がありました。

導入が遅れた理由が分からないとのことだが、他市がこれだけ導入している中では、市民の知る権利という点でも、市政運営という点でも、これは必要だと考えるが、議会事務局としての見解を伺うとの質疑に対して、会議録検索システムについて、利便性を上げるという意味では、必要性は感じているが、今はちょうど過渡期かと思っている。AI技術の発展のほうが非常に目まぐるしいところもあり、議事録作成を依頼している業者とも話をした中で、議事録の作成とも大きく関わっており、契約内容も変わってくる可能性があることから、その辺りを含めた検討が、今後、近い年度内で必要になってくるものと考えているとの答弁がありました。

次に、導入するのに必要な費用は、過去の会議録の分も含めてどれぐらいかかるのか。また、会議録作成と検索を一体として、今までとは別のシステムで、利便性が向上する可能性があるのか。もう少し詳しく教えていただきたいとの質疑に対して、まず経費の点では、各市の状況を見ると、契約の内容までは分からないが、年間80万円から、多いところでは460万円ぐらいを計上している。今、私どもの議事録に、新しい検索システムを導入した際には、まず1年間で必要な経費は約110万円、基本料金に当たるものとして66万円という見積りをいただいている。そのほか、毎回の委員会と本会議を議事録として作り込んでもらう経費がかかり、通常

の紙、A4、1枚分で単価200円かかり、単価でページ数を掛けていくと、おおむね年間で110万円ぐらいの見積りとなる。また現在、私どもが持っている議事録をそのまま新しいシステムに移し替えるとなると、そのデータを先ほどと同じように作り込んでいく経費が、おおむね430万円ぐらい初期投資が必要となる。先ほどのA I技術との兼ね合いについては、業者のほうでも利便性が上がると想定される。A I技術の発展を見ていくという話を業者としたという経緯があるとの答弁がありました。

次に、議事録作成も込みで、初期費用が430万円で、年間で110万円という理解でいいのか。現在、議事録作成にどれぐらい費用がかかっているのかとの質疑に対して、先ほどの数字というのは、あくまでも見込みで、今、会議録の作成をしている委託業者からの聞き取りでは、1年間で定例会、委員会の部分に、検索システムを導入した場合が110万円ぐらいかかると想定している。平成24年から令和2年分までを、仮に検索システムを導入した場合に、全体で9年分、440万円ぐらい全体でかかるのではないかと聞き取りをしている。正式な見積りではないが、過去9年分をやると約440万円の費用になる。もう一つ、現在の会議録の作成については、筆耕翻訳料という中で、約450万円から470万円程度かかっている。この中には、速記者の人件費部分もあり、委託業者の人件費等もあり、システムの費用もかかっているので、1年間を通すと会議録の作成で約500万円弱の費用がかかっている。それ以外に会議録検索システムを導入すると、1年間ではプラス110万円程度の費用がかかると聞き取りをしているとの答弁がありました。

次に、現在の検索システムの利用状況はどの質疑に対して、議事録検索の件数は、1か月当たり110人程度の平均値であるとの答弁がありました。

次に、市のほうも、A I議事録の作成なども考えているようだが、議会でもA I技術の導入について考えているのか。また、現在の速記者の派遣について、A Iが発展する、また録画・録音も進んでいる中で速記者が必要なのか、速記者の派遣をなくして、その分、検索システムの導入ができるのかとの質疑に対し、議事録を作成する上で、速記者の部分は当然人件費となることから、2年ぐらい前から、予算計上の際に、経費の削減という視点を持っている。業者とも話をする中で、経費的には速記者をなくすことで、費用が浮く部分がある。一方、今皆様が参考にされている粗稿が上がってくるまでの期間が、今までよりかかってしまう。また、粗稿の精度が落ちると言われており、そこを譲れないということで速記者さんをお願いしている経緯がある。業者のほうでも、A I技術を導入した議事録の作成について、方向性としてはあるが、経費の面などについての検討はこれからになるとの答弁がありました。

質疑を終了し、直ちに自由討議を行いました。

主な内容は以下のとおりです。

課題はあるし、いろいろ調査したり検討したりしなければならないが、会議録の作成と一体で、この検索システムの検討を行い、できるだけ早期に導入する必要があると考えることから、この陳情を採択したいとの意見がありました。

次の委員からは、先ほど様々な質疑の中で、現状、東大和市に利便性の高い会議録検索システムがないということが確認された。陳情者が東大和市議会の議事録について関心を持っていただき、調べていただいた中で、なかなか必要な議事録が見つからないということで、陳情を出されたと受け止めている。

そういった意味では、他市での導入が行われている中、東大和市においても積極的に利便性の高いものを、現在、他市よりも遅れている分、新しいシステム等の中で、費用対効果の高いものを選んでいけるのではないかと考える。ぜひ前向きに検討をしていただきたいとの意見がありました。

次の委員からは、私も自分で検索をされていて、探したいところを探すのに時間がかかっており、あったら便利だと思うので、前向きに検討していくといいと思うとの意見がありました。

次の委員からは、様々質疑に対する答弁で状況を理解した。確かに利便性を向上するということは大切なことであり、開かれた議会という形で、議事録検索システムがより簡単に利用できることも、その一環だと思う。

一方で、来年度予算に、AI議事録が予算計上されており、新しい技術を取り入れていくこともある。私どもにもタブレットが配付され、様々な資料がタブレットに掲載されていったときに、月平均110人ぐらいの利用者の中で、私たち議員の利用も110人の中に含まれると考えると、延べ人数としては、どれぐらいの方がいるのかなどとも考える。また、新しいシステムの過渡期だとも考える。この要望の趣旨は、非常に分かるが、1か月の利用者数、それからイニシャルコストが430万円かかるとの御説明もあった中で、趣旨は酌むものの、もう少しいろいろな状況が見えてきてから、最善のものを導入する方向で、様々な業者の技術を研究するほうが、早急に予算をかけてやるよりも前向きな検討になるとの意見がありました。

次の委員からは、以下の内容で動議が出されました。

本件につきましては、必要性は十分に理解できることであり、課題を整理しつつ、前向きに検討し、よりよいものを導入していただきたいと申し上げた上で、自由討議を終了し、討論を省略し、趣旨採択を直ちに採決されたいとの動議が出されました。

よって、本陳情は趣旨採択することといたしました。

次に、4第2号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求める陳情の審査を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

陳情理由の中で、幾つか述べられている現行の解釈運用において、紹介議員の行為は、私人である請願者と、私人としての議員が、私的政治活動として請願の紹介議員になる旨、私人間の委任代理契約として行われるという文言がある。また、紹介議員は私人なので、公務災害の適用にはならないとある。これまで東大和市議会の中でも、請願の審査は何度か行っている。当然のことながら、紹介議員として請願の審査に参加するのは、議員の公務として参加していると受け止めている。

そのことについて確認させていただきたいとの質疑に対して、この私人間でのということところは、請願者が議員の皆様をお願いする段階では、私人間かもしれませんが、紹介議員というのは、市議会議員でなければなりませんので、紹介議員になられた時点で、市議会議員としての公務になっている。それともう一つ、委員会に紹介議員として呼ばれまして、そこで説明することは職務であるので、そこは公務として扱われます。また、その際、移動についても、通常のルートで、委員会に来ることについては公務災害の対象になるというふうに認識しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

主な内容は以下のとおりです。

私は請願する際に、紹介議員がなければ、請願できないという制度そのものは、国民の請願権を切り縮めるものと認識しているが、市議会議員である限り、自分が同意できない請願でも、紹介議員にならなくてはならないということは、全く筋が違う問題だと考えているので、賛成しかねるという意見がありました。

自由討議を終了し、直ちに採決いたしました。

起立による採決の結果、起立なしで、本陳情は不採択と決しました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

3第17号陳情 東京23区、多摩26市3町1村のほとんどが導入している『会議録検索システム』の導入を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第2号陳情 東大和市議会会議規則に「議長の紹介議員任命」を加える改正を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 第 1号議案 令和4年度東大和市一般会計予算

日程第14 第 2号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 第 3号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第16 第 4号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第17 第 5号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 第 6号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算

○議長（関田正民君） 日程第13 第1号議案 令和4年度東大和市一般会計予算から、日程第18、第6号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算まで、以上、議案6件を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、予算特別委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月9日及び10日の2日間にわたり付託されました第1号議案 令和4年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から、第5号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの4特別会計予算、並びに第6号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

なお、一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算の審査のそれぞれにおいて、予算の組替え動議が提出され、いずれも賛成少数で否決されたことを申し添えます。

以上で、予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔予算特別委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党市議団を代表して、令和4年度一般会計予算、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計予算、下水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

市の予算編成に対し、賛成をするか、反対をするか、その判断を行うに当たり、最も大切なことは、市が市民生活の実態を正しく認識した上で、市民の生活を支える立場に立って、市政運営を行おうとしているのか、市の姿勢を見極めることが重要であると考えます。

2年が過ぎたコロナ危機は、いまだ収束の見通しが立ちません。市内でも3月10日時点で、374人の方が自宅療養とされ、いつ重症化するかわからない不安な日々の中にいる中、市には市民の命と健康を守るために、あらゆる手段を講じることが求められますが、予算案に示されたコロナ対策は、その全額が国と東京都の財源で賄われるものばかりです。市民の命と健康に直結する国民健康保険税については、今年度に続き5年目も値上げを決めました。

コロナ危機と、その直前に行われた消費税10%増税が、市民生活をより厳しいものにしていきます。3月3日

に内閣府が明らかにした年代別の世帯・所得分布の資料では、2019年までの25年間で、所得分布の中央値は35歳から44歳のグループでは104万円下落し、18%の減少、45歳から54歳のグループでは184万円下落し、26%の減少とあります。

予算特別委員会での質疑では、当市においても、この25年間で1人当たりの所得額は約75万円、20%も減っていることが明らかになりました。ニュースでは、連日、食料品や日用品の値上げが報じられています。世界経済の先行きも不透明な中、目の前の命と健康、暮らしを守るためには、通常の市政運営とは違う緊急施策を展開する必要があると考えます。しかし、市は今後、学校施設の更新だけでも約330億円が必要だとする市財政危機論で市民の不安をあおり、お金がないから仕方がないと、三小、九小の廃校、一中と五中の統廃合の検討を盛り込んだ学校統廃合計画や、市立狭山保育園の廃園をはじめ、99もの市民サービスを縮小・廃止する計画を進めています。

しかし、市が必要だと主張する330億円を本当に東大和市だけで賄おうとするなら、今後、市民にはどれだけの福祉、市民サービスの後退と値上げ、有料化が待っているのでしょうか。学校校舎の老朽化は当市だけでなく全国的な課題であることから、その財政責任は国にあるはずです。国に対し必要な財政措置を強く求めるとともに、小・中学校15校、全ての建て替え、長寿命化の検討を求めます。

狭山保育園については、地方交付税措置されている財源を活用し、建て替えを行うべきです。何より学校や保育園など、子供たちの保育を受ける権利や、豊かな学びに直結する施設は、目先のお金と引換えになくしていいものではありません。若い世代の定住が東大和市の未来を左右するというのなら、学校や公立保育園という財産こそ残すべきだと考えます。

市が市財政危機論のもう一つの要因とする少子高齢化と人口減少の進展は、老年人口が増え、社会保障経費が増えるのに、生産年齢人口が減るために、市財政を支えられないとする議論です。しかし、本質的な問題は、誤った政治により応能負担の原則が壊され、格差の拡大が広がっていることではないでしょうか。担税力のある大企業や富裕層への課税が極めて低く、低所得者ほど負担が重くなる消費税が逆進性をさらに強めています。市にはこうした国の政治に追随するのではなく、目の前の市民の防波堤となって格差の解消に努めることを求めます。

さらに少子高齢化を前提に施策を進めるのではなく、産みたいけれど、産めないのはなぜかということをしかりと認識し、産みたい人が産める環境を整備することを求めます。

党市議団は、予算組替え動議を提出し、積極的な提案を行いました。

第1に、コロナ危機から市民の命と健康、暮らしを守るための緊急施策として、総額で83億円まで積み上がった基金から10億8,000万円あまりを取り崩し、令和4年度に限った緊急支援策として、市内で発熱外来を開設した医療機関への最大月20万円の支援金の支給、自宅療養者のための支援センターの開設、保育園、学童保育、障害福祉事業所、介護事業所などのエッセンシャルワーカーへの慰労金5万円の支給、大学生等に対する5万円の一時奨学金の給付、中小企業者応援金と介護事業所、障害福祉事業所助成金の再支給などを提案しました。

第2に、値上げと福祉後退の市政から、暮らしを支える市政への転換を図るため、国民健康保険税の値上げ中止と、1人1万円の引下げ、家庭ごみ有料袋の2割値下げ、高校卒業時年齢までの医療費完全無料化、ちょこバスの運賃を100円に戻した上でのシルバーパスで、無料乗車ができる制度の創設、保育園・幼稚園での副食費無料化、補聴器購入補助制度の創設に加え、市が昨年廃止した22事業のうち3事業、35万円分の復活、来

年度廃止・縮小する事業の復活等を提案しました。財源は大企業3社だけに3割値下げした道路占用料及び特定公共物占用料を元に戻すことで生まれる約2,600万円と、財政調整基金からの10億8,292万6,000円の取崩しです。

言うまでもなく、この予算組替え提案は、市の基金を全て吐き出せというものではありません。当初予算から10億8,296万6,000円を取り崩した後でも、一般会計の積立基金の令和4年度末残高見込みは、市町村総合交付金の増額決定も勘定に入れれば、44億7,076万8,000円となります。また、公共施設等整備基金を取り崩すものでもありません。

不測の事態に対応するために必要な基金残高は、本市の場合16億7,000万円程度です。令和4年度については、市の貯金を取り崩してでも、コロナ危機という大きな災害から市民の命と暮らしを守るために、全力を尽くすべきだと考えます。

予算特別委員会の中で、市は、市民が学校更新のための基金を給付に回せという市民がいるのでしょうか。賢い東大和市民に限って、そのようなことはないという趣旨の答弁を行いました。基金の在り方や活用については、市民の中でも、市議会の中でも、様々な意見があると考えます。

さきの発言は、市の進めている方向性に同意する市民は賢く、そうでない市民は賢くないと分断し、排除する発言であり、強く抗議いたします。このような発言は、誰一人取り残さないとするSDGsの理念とも、市長が進める、市民とともに歩む市政運営とも逆行するものであり、何より少数であっても、その意見を尊重する民主主義に反するものです。たとえ批判的な意見であっても、また少数意見であっても、その声を聞き逃すことなく、市政運営に生かしていただくことを強く求めます。

次に、個別政策について申し上げます。

党市議団が繰り返し提案してきた、国・都・市有地の活用について、都用地を活用した新たな認可保育園の開園や東京街道団地の運動公園等の整備が進むことを歓迎します。東京都が子供の医療費助成を、高校生年齢18歳まで引き上げる方針を明らかにしました。本市でも早急な実施を求めます。また、実施に当たっては所得制限と窓口負担をなくすことを求めます。

党市議団が要望した不育症に対する助成について、市が、都の不妊治療助成に上乘せして助成を行うことを評価します。小・中学校や公共施設のトイレに、無料で使える生理用品の整備を要望してきました。市役所トイレへの整備について具体的な検討をされていることを評価し、その実現と小・中学校トイレ等への整備を要望します。

市内の生活道路の整備について、舗装修繕計画を策定することが予算に盛り込まれました。暮らしに直結する道路の補修を着実に進めることを要望します。

保育士、学童保育所指導員等への国の臨時処遇改善では、1人当たりの賃金アップは月9,000円に満たず、不十分です。引き続き抜本的な改善を国に求めるとともに、市としても最大限の努力を行うことを要望します。また公立保育園の公務員保育士の処遇改善を含め、コロナ対応に尽力されている市職員全ての賃金アップを求めます。市の非正規職員の89%が女性で、最低賃金ぎりぎり働いています。官製ワーキングプアをなくすために、恒常的に必要な人員は正規職員にすることを求めます。

来年度予算で予定されている99事業のうち、90事業の廃止・縮小が盛り込まれています。昨年にも、低所得者の介護サービス利用料軽減制度など、22の事業を休・廃止したばかりです。住宅・店舗リフォーム補助や、敬老祝い金、老人福祉館の入浴、公民館や児童館の講座・イベントなど、暮らしや文化生活に直結するものば

かりですが、2度の市民説明会を開いただけで、ほとんどの市民が知らない中で決定されてしまったことは重大です。コロナ危機で事業者が苦しんでいる中で住宅・店舗リフォーム補助の廃止、気候危機やジェンダー平等が世界的な課題となっている中、気候変動適応策研究会や、男女共同参画啓発事業は、廃止・縮小ではなく拡充こそ求められます。

また、市民と職員が共同でつくり上げてきた公民館での講座を、市が一方向的に廃止・縮小することは、教育への不当な介入と言わなければなりません。自治体の行う事業は効果が目に見えるものばかりでなく、一見非効率に見えるものも多いかと思えます。しかし、たとえ利用者が少なくても、費用対効果が目に見えないとしても、住民の福祉向上のために行う事業は自治体にしかできない尊い事業であるはずで、利益の追求が、その利用、その存在目的である企業とは別の視点で、市民サービスの維持・拡充を行うことを強く求めます。

同時に、お金がないことを理由に、職員の熱意や頑張り、その穴埋めを求めるのではなく、十分な人員体制もつくっていくことを求めます。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の速やかな策定を求めます。市立狭山保育園は、国からの財源措置を活用して建て替えを行い、質のさらなる向上や保育士の処遇改善を進めるなど、市の保育全体の質を底上げし、公立保育園の役割と責任を果たすことを強く求めます。

図書館協議会の答申にすら反し、来年度から地区図書館への指定管理者制度を導入することに反対し、直営での運営を求めます。

子供の自殺、不登校が過去最高となっています。また長引くコロナ対応やGIGAスクールの導入で、教員の長時間労働がますます深刻化しています。子供たちの豊かな学び、一人一人に丁寧な寄り添うことができる教育環境のためには、教員を抜本的に増やすこと、少人数学級を進めるしかありません。国や東京都に求めるとともに、市でも先行して進めることを求めます。

小規模校のメリットが、コロナ危機のもとで再確認されています。公共施設2割削減、先にありきの学校統廃合計画は中止し、小・中学校15校全ての建て替え、長寿命化の検討を強く求めます。お金がないから仕方がないではなく、地域に学校を残すための検討を求めます。

公民館や市民センター、集会所などの有料化方針は撤回を求めます。こうした施設が、市民の学ぶ権利を保障するだけでなく、市民の主体的な活動を支え、地域にも貢献してきた歴史を踏まえて、無料の原則を貫くべきです。特に公民館など社会教育施設は、教育の機会均等を保障する憲法の理念に基づき、無料の原則を守り抜くことを求めます。

湖畔、芋窪、東京街道団地など、交通不便地域や高齢者の多い地域について、ちょこバスの路線改善やコミュニティタクシー導入による改善を求めます。東京街道団地の買物困難に対する支援の検討を求めます。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

党市議団は、市が進める国民健康保険税の6年連続値上げ計画を中止し、引下げを行うことを繰り返し求めてきました。協会けんぽなど、被用者保険と比べても2倍近い金額が、高齢者や非正規雇用者など、所得の低い加入者に課せられている。この著しく不公平な実態を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも重要な政治課題だと考えます。この構造的課題の解決のためには、国や運営主体である東京都に対し、十分な財政責任を果たさせると同時に、市においても最大限の努力で加入者の負担を軽減することが求められます。市が国の基準よりも対象者を広く設定し、コロナ減免を行うなどの努力をしていること、来年度から実施される未就学児の均等割軽減策と併せ、市

独自の多子軽減策を続けることは、大変重要であり高く評価をするものですが、それでもなお高過ぎるのが国保税の実態です。

しかも、市が当初想定していた計画終了後の保険税は年々高くなり、既に当初の想定より10万円も高くなっています。たとえ6年間で法定外繰入れをなくしたとしても、さきに述べたような制度の構造的矛盾を解決しない限り、その先も値上げが続く可能性を市も否定しませんでした。党市議団は、国民健康保険事業特別会計においても、予算組替え動議を行いました。値上げ中止のために9,481万3,000円、1人1万円引き下げるとして1億6,823万2,000円、合計2億6,304万5,000円を国保税収入から差し引き、財源として1億1,000万円を国民健康保険事業運営基金から繰入れ、1億5,304万5,000円を一般会計からのその他繰入れとして収入する提案です。市財政への影響は少なくないものと思いますが、それでも市民の命と健康には代えられません。市の政策判断で値上げを中止し、引下げを行うことを強く求めます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

市内でも、いまだ160人の方が特別養護老人ホームに入れず待機者となっています。サービス付き高齢者向け住宅と、有料老人ホームは費用負担も重く代わりにはなりません。市内の国有地や公有地もフル活用し、待機者数に見合った特別養護老人ホームの整備を早急に求めます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

75歳以上の高齢者だけで医療保険を構成すれば、加入者に過大な負担を押しつけることになるのは明らかです。保険料値上げと窓口負担の引上げに反対し、制度の廃止を求めます。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

企業会計の導入は、水道の民営化と際限なき値上げにつながるものであり反対です。老朽化した下水道管の維持・更新費用も、補助金以外は全て使用料値上げで賄うという検討が、来年度以降も引き続き行われることが明らかになりました。維持・更新事業のための調査は当然必要ですが、財政負担を市民に求めるべきではありません。国に対し、インフラや公共施設の維持・更新は国の責任で行うこと、防災・減災対策を最優先に予算を割くことを強く求め、これ以上の値上げを行うべきではありません。

以上、令和4年度一般会計予算及び3特別会計、下水道事業会計に対する反対討論を終わります。

[7番 上林真佐恵君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は公明党を代表して、第1号議案 令和4年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から、第5号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの4特別会計、並びに第6号議案 東大和市下水道事業会計予算までの六つの議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

まず依然として新型コロナウイルスの感染拡大がやまない中、必死の治療に当たっていただいている全ての医療従事者をはじめ、コロナ禍においても社会生活を維持するため、懸命に仕事に従事していただいている

エッセンシャルワーカーの皆様、行政機能の維持に努力を続けておられる市職員、教育委員会の皆様に、心からの敬意と感謝と御礼を申し上げます。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵略によって犠牲になられた全ての方々へ、哀悼の意を表します。一刻も早い停戦と平和の実現を心より祈ってやみません。

さて令和4年度は尾崎市政3期目の総仕上げの年度であり、本来であれば前回の市長選挙で掲げた公約の実現へ向けて、総力を挙げる年度となるはずであったかと思えます。しかし、突如猛威を振るった新型コロナウイルスのパンデミックによって、世界のありようそのものが一変してしまい、人々の生命と生活を守るために、コロナ対策に行政の多くのリソースと精力を傾注しなければならなくなりました。この2年間は、コロナと戦いながら、本来手がけなければならない行政課題の解決に、いかにして取り組んでいくかという難題に苦闘される日々であったのではないのでしょうか。

そうした状況下において、市の新しい将来都市像の実現に向けて、大きな一歩を踏み出すために編成されたのが、今回の令和4年度予算であったかと推察します。議員全員協議会における説明や、予算特別委員会での審議を通して、尾崎市長が、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を最重要視しつつ、現下の新型コロナウイルス感染症への対応も、十分に考慮しながら予算を組まれたことを如実に感じ取ることができた予算編成であったと受け止めています。

その上で、持続可能な行財政運営のために、業務分析の結果を踏まえて各事業の見直しを図りつつ、デジタル社会の進展に対応した自治体DX——デジタル・トランスフォーメーションの推進や、今後、長期間にわたって着実に進めなければならない公共施設等の管理運営に果敢に挑まれることは、今と未来に責任を持つ自治体の首長としての当然の責務であり、予算特別委員会での市側の答弁からも、これからの行政運営に関する意気込みが伝わりました。その姿勢を高く評価いたします。

一方で、このような事業を確実に進めるためには、当たり前ですが、きちんとした財源の裏づけがなければなりません。市はこれまでも基金の積立てを着実に進めてこられました。国や都の支援がなければ、大きな事業展開ができないことは周知のとおりですが、その前提として市の財政運営が健全であり、使うべきときに使える財源が適正に確保されるような状態でなければ、大胆な市政運営は望めません。先般の先駆的なGIGAスクール構想への取組は、そのよい例ではなかったでしょうか。

令和4年度は公共施設の大規模な工事が進められますが、こうした予算組みが可能になったのも、これまでの市財政の安定的な運営への努力があったればこそと考えます。加えて、安定的な財政運営のためには、安定的な歳入確保が必要です。多くの市民にこれからも住み続けていただき、市外からも喜んで転入してもらえるような、選ばれるまちとなるためには、間断なく新たな魅力あるまちづくりに挑戦することが重要です。予算委員会の質疑において、ブランド・プロモーションの取組に関しても御答弁をいただきましたが、東大和市のさらなる発展のために、令和4年度予算の執行によって展開される各種事業が、市内外の高い評価を得られるよう真摯なお取組をお願いしたいと思います。

それでは、一般会計について申し上げます。

初めに歳入であります。市の歳入の根幹である市税は、前年度比で9,293万円の増額となります。個人では962万4,000円の減額、法人では96万8,000円の増額になっております。収入見込みには、一昨年から続くコロナ禍での経済的な影響が引き続き大きく反映されておりますが、4月以降の社会状況によっては、さらに経済的に困難な状況が立ち現れる可能性も否定できません。その中で、市は効率的で的確な徴収事務に努めてい

くことを予算委員会で確認できました。納税者である市民の皆様に、公平と納得と信頼を感じていただけるように、丁寧に誠実な業務の推進をお願いいたします。

地方交付税では、国の予算増額と地方自治体のデジタル化推進の影響もあり、7億2,000万円の大幅増額が見られます。これと連動して、臨時財政対策債は6億円の減額となっております。また東京都からの市町村総合交付金も1億9,426万1,000円の増額になっており、これは工事費の価格上昇の影響があるとの答弁がございました。いずれにしても、貴重な市の財源となるものです。令和4年度の施策推進のために、有効に活用していただきたいと思っております。

次に、歳出について申し上げます。

総務費について申し上げます。

広報活動費では、ホームページやSNSを活用して積極的な情報発信をされるようです。市のサービスや政策を知らないことで、不利益を被ることがないよう市民の皆様が利用しやすい情報提供を、令和4年度もお願いいたします。

情報システム管理・運営事業費では、自治体DXを推進する多くの新規事業に予算が計上されています。新時代の行政サービスの提供に向け、行政改革を大きく進める重要な事業です。内外の人材に適材適所で最大の力を発揮してもらえるよう、万全の体制を整えて事業を遂行していただきますようお願いいたします。

財産管理費では、庁舎の空調設備更新工事に大きな金額が執行されます。公共施設の長寿命化・更新は、全ての地方自治体において焦眉の課題であり、かつ、今から数十年にわたるスパンで取り組まなければならないものです。本市においても、今回の庁舎空調設備更新は緊急性を要するものであり、市政業務の安全で安定的な運営のためにも欠かせません。通常業務に支障のないよう注意を払いながら、進めていただきますようお願いいたします。

加えて、公共施設等マネジメント事業費では、事務の効率化と財政効果も委員会において確認いたしました。公共施設の適正管理業務を引き続き進めていただきますようお願いいたします。

市民協働事業費では、自治会活動の活性化に関し、東京都の予算も活用しながら、地域の底力を引き出す取組、高齢者のデジタル化を支援する取組をお願いいたします。

民生費について申し上げます。

老人福祉費では、市内4か所目となる高齢者見守りぼっくすが開設されます。ひとり暮らしの高齢者も増加傾向にあり、地道な訪問・支援は市の高齢者施策の土台となるものです。加えて、アウトリーチだけではなく、高齢者自身が何かあれば気軽に見守りぼっくすを訪ね、生活相談ができるようになることが理想的と考えます。あらゆる手だてを尽くして、高齢者の方が人生の最終章を幸福に暮らしていくことのできるまちづくりをお願いいたします。

認知症検診推進事業費では、令和4年度を取組を確認いたしました。早期発見、早期対応がその後の生活の在り方に大きく影響いたしますので、さらなるお取組の強化をお願いいたします。

介護職員初任者研修費等補助事業費では、介護職員を目指す市民を対象として研修受講料の支援を行う予算を計上されました。介護職員の慢性的な不足の解消へ向けた端緒を開く事業として、十全の取組をお願いいたします。

保育園等施設整備事業費では、引き続き待機児童ゼロの継続と合わせて、日本一子育てしやすいまちとの市の方針にたがわない、子育て世帯の安心と納得を得られる事業展開を、さらに力強く進めていただきますよう

お願いいたします。特に今後の保育の質の向上について、ニーズに即した新しいサービスの提供も検討いただくよう強く要望いたします。

子ども家庭支援センター運営費では、コロナ禍で増加傾向にある児童虐待については、どのような家庭や家族であれ、幼い子供が幸福を感じながら日々過ごせるようにすることこそが重要であり、それは私たち大人の責任において実現させなければならないものです。虐待の未然防止と早期発見、対応に市として全力を尽くしていただきたいと思います。

生活保護総務費で、新型コロナの感染拡大によって、生活困窮状態になった方々への支援の方向性を確認いたしました。従前より、そえるでは生活困窮世帯への力強いサポートをいただいておりますが、今般の社会状況下でその役割はますます重要になります。関係各所と連携をしながらのさらなる業務推進をお願いいたします。

衛生費について申し上げます。

成人保健事業では、コロナ禍の影響が懸念されるがん検診受診について、早期発見と早期治療につなげることができるよう積極的なお取組をお願いいたします。

母子保健事業費では、産後ケア事業がスタートいたします。新生児の誕生は夫婦やその家族のみならず、地域の希望そのものです。生まれてきた命と、それを育み行く親、特に母親のサポートについては、以前からその重要性を指摘してきました。待望の事業が開始されることを歓迎いたします。ぜひ、この事業に携わる関係者の方々が、その力を十分に親子のケアに注ぐことができるように、市には万全の体制整備をお願いいたします。日本一子育てしやすいまちに、ふさわしいケア事業が展開されることを強く望むものです。

また不妊治療に関しては、この4月から保険適用がなされることになりました。私ども公明党は、不妊に悩む当事者の声を受け止め、20年以上にわたり粘り強く国政においても、その実現を訴え続け関連施策を前進させてきました。お子様の誕生を望む夫婦の力強い後押しとなるよう、市におかれましても十分なサポートをお願いいたします。

飼主のいない猫対策事業費では、東京都の予算を活用して地域猫の保護・譲渡に関して積極的に関わっていただいているボランティアの方々の手助けをしていただくことになりました。動物愛護の観点から、市として十全の取組をお願いいたします。

公害対策事業費では、受動喫煙対策促進へ向けた条例制定について確認をいたしました。たばこの煙害に苦しむ方から、しばしば私どもにも御相談をいただいているものです。前向きな検討を重ねていただくことを要望いたします。

商工費について申し上げます。

商工振興対策事業費では、引き続き市内における創業支援と地域活性化の大きなファクターである商店街支援を進めていただきます。新たなチャレンジが、まちの新たな魅力を生み出します。ビジネスに積極的に取り組む人たちの大きな力となるよう、関連機関と連携を強めながらの展開をお願いいたします。

また、産業振興基本計画の策定に当たって、アフターコロナに対応した取組を考慮に入れながら、新しい時代に即した産業振興の在り方を検討いただくことを確認いたしました。創造的な産業振興施策の展開を期待します。

観光推進事業費では、うまべえの縫いぐるみの作成・販売や、グルメウォーキングの開催など、コロナ禍の影響も考慮した取組を進めていただきます。市の魅力発信の重要な施策と認識しております。十全の取組をお

願いをいたします。

土木費について申し上げます。

道路管理費や市内道路改良事業費において、雨水対策の強化や路面性状調査の結果を反映した交通安全の確保に資する道路改良工事が進められます。市民の安全な生活を確保する大事なインフラ整備を着実に進めていただきますようお願いいたします。

公園・緑地管理費では、市内の樹林・街路樹の適正管理や特色ある公園整備の進展など、市内の自然環境の健全な維持発展を考慮した緑地施策が進められます。森林環境譲与税の有効な活用、またその基金化なども検討されつつ、緑豊かな東大和市の生活環境の保全に全力を挙げて取り組んでいただくようお願いいたします。

都市計画道路3・4・17号線の用地買収事業費と整備事業費では、今後の事業スケジュール等を確認いたしました。この道路整備事業の進展は、市の南側のまちの様相を変え、新たなまちの風景と生活環境を提供することになる重要な事業であると認識しています。地域住民の期待も大きいものと推察します。事業進展のスピードを可能な限り早くして、市民の期待に沿うような道路の整備をお願いいたします。

消防費について申し上げます。

災害対策事業費では、コロナ禍の影響を踏まえ、ウィズコロナの時代に即した防災訓練や各種防災対策の令和4年度の取組を確認いたしました。災害はいつどのような規模のものが起こるか分かりません。であるからこそ、いつか来る日へ向けた備えを常に意識して、万全の準備をしていくことは自治体の責務です。令和4年度も市民の生命と財産を守る防災対策の強化をお願いいたします。

教育費について申し上げます。

教育指導管理事務費では、副校長補佐の配置に係る経費が予算計上されています。コロナ禍の対応だけでなく、本来の教育指導業務のために、市内各校の副校長が奮闘されている様子はつぶさに伺っているところです。東大和の教育力向上に資する大きな事業効果が出ることを期待します。

情報教育推進事業費では、本格化してきたGIGAスクール構想の各取組のさらなる充実が求められます。各校でのこれまでの成果を土台として、さらに児童・生徒の学びを深め行く事業の進展を望みます。学力・授業力向上推進事業を含めた全ての取組が着実に進むことで、東大和市の学校教育の新たな道を切り開かれていけるようお願いいたします。

学校と地域の連携等推進事業費では、学校運営協議会の設置・拡充がなされます。学校と地域が市の教育の目指すべき方向性を共有し、東大和の未来をつくっていく大変意義のある事業だと認識しています。これからの学校運営に、大いにプラスとなるよう十分な取組をお願いいたします。

平和事業費では、東大和市の平和のシンボルである旧日立航空機株式会社変電所の存在を、積極的に内外に発信し、1人でも多くの方にこの地に訪れていただくことで、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴え抜く事業展開がさらに重要になると確信しています。現在の世界情勢を鑑み、平和宣言都市である東大和市から力強いメッセージを発信し続け、平和の文化の創出へ向けた機運を高めるお取組を、市長のリーダーシップのもとをお願いいたします。

図書館費では、令和4年度からいよいよ桜が丘と清原の地区館における指定管理者制度を活用した運営が始まります。これまで私どもが要望してきた開館日の増加、開館時間の延長が実現することを歓迎いたします。民間活力のよさを生かして、市と事業者とが強く連携しながら、市民サービス向上のため、不断の努力をお願いいたします。また、他自治体の好事例を研究しながら、新たな図書館運営の在り方を検討し、より多くの市

民が図書館を活用して、その生活と仕事を充実させることのできるよう、新時代にふさわしいサービスの開始へ向けた積極的な取組をお願いいたします。

スポーツ振興事業費では、アフターコロナの時代を見据えた取組に力を傾注し、これまでの市のスポーツ事業をさらに発展させていくことを強く望みます。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

令和4年度も、赤字補填繰入れの解消を目指した国民健康保険税の改定が行われます。国保加入者の市民へさらなる負担をお願いすることは、市としても困難を伴うものであると推察します。市民の健康を守る健康保険制度を、財政規律も確保しながら存続するのがいかに大変なことか、私どもも痛感するところです。経済状況やパンデミックなど、変化に次ぐ変化の社会情勢を受けながら、多摩26市の中でも積極的に赤字解消に向けた取組を東大和市が進めてきたことは、制度の保険者としての責務を負っている東京都に、もっと評価されるべきものと考えます。先陣を切って進む当市のこれまでの取組に見合ったインセンティブを強く求めるため、市として東京都がしかるべき対応を取るよう声を上げたことを高く評価します。私ども公明党も、私どもの立場から同様の訴えを重ねてまいりたいと考えます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向けた作業が令和4年度に進みます。いわゆる団塊の世代800万人全員が、75歳以上の後期高齢者となる2025年を間近に控え、予防も含めた介護事業の重要性がますます市民に実感されていくのがこの期間だと考えます。高齢者の住まい、健康保持、医療体制など、抱える課題はどれも重たいものですが、住み慣れた地域で後悔のない人生の最終章を過ごせるよう、市として万全のサービスの充実を行っていただくようお願いいたします。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

現代の衛生的な生活を維持する上で欠かせないインフラである下水道の保全と維持は、行政の必須の仕事です。雨水対策も含めて、安定的な事業運営を心がけ、将来世代に負の財産を残さない着実なお取組をお願いいたします。

令和4年度は新型コロナウイルスのパンデミックや、ロシアのウクライナへの軍事侵略など、内外ともに憂慮すべき事態が数多く渦巻いており、それらの課題に果敢に挑戦し行く行政運営になろうかと思えます。困難を乗り越えなければならない厳しい時代にあっては、過去のまちの歩みを踏まえた経験値と、現在と将来のまちのありようを冷静に見詰めて考えることのできる思考力、そして今を生きる市民の労苦と喜びに共感できる豊かな感受性が、政治を担うリーダーには求められると考えます。令和4年度の市政に当たり、尾崎市長がこれまでの経験を生かしたリーダーシップを存分に発揮されることを期待します。

私ども公明党は、未曾有のコロナ禍と、第二次世界大戦以降、最も深刻な国際紛争の中において、日本の柱、市政の柱としての責任と使命を深く自覚し、大衆とともにこの立党の原点を掲げ、尾崎市長が進める持続可能な行政運営にしっかりと協力してまいります。そして未曾有の脅威が続く中にあっても、世界の平和と民衆の幸福、安穏を強く祈り、目の前の課題だけに右往左往する近視眼でも、実現不可能で偏狭な理想論ばかりを唱える遠視眼でもなく、何のため誰のためとの目的観を明確にして、まずは足元から行動を起こし行く、正視眼の政治姿勢を基軸として、市のさらなる発展に全力を尽くすことを誓い、令和4年度の各予算に対する賛成討論といたします。

〔15番 佐竹康彦君 降壇〕

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番(根岸聡彦君) 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。私は自由民主党を代表して、令和4年度東大和市一般会計予算ほか、4特別会計予算及び東大和市下水道事業会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振り始めて丸2年が経過いたしました。その間、ウイルスは変異を続け、人々の生活を脅かし続けております。国内ではデルタ株が収束の兆しを見せたのが昨年の末で、いつかは全国での感染者数が数十名にまで減少したこともありましたが、現在ではオミクロン株の出現により、ピーク時よりも下がったとはいえ、連日、数万人の感染者が報告されており、東大和市におきましても3月10日のデータでは、累計感染者数が4,346人、うち526名の方が治療中の状況となっており、市民生活に多大な影響を及ぼしていることは間違いのない事実であります。

国際情勢に目を向ければ、2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が開始され、現在も戦闘が収まる気配は見せておりません。当初はウクライナ東部にある2つの州の開放を唱えていたロシアも、ウクライナの制圧に方針を変換し、第三次世界大戦の前哨ではないかというわさも流れ、人々の心を痛めるニュースが毎日のように放送されています。

その一方で、相も変わらず北朝鮮——朝鮮民主主義人民共和国による弾道ミサイルの発射が繰り返されており、我々の生活の安心・安全が確保されているとは言い難い状況にあると思います。そういった不安定な社会情勢の中、市民の生活福祉の向上を大命題に掲げ、限られた財源が適正かつ効率的に使用されるべく、令和4年度予算を策定された市職員の皆様に、改めて敬意を表するところであります。

令和4年度予算は、総額519億7,516万5,000円と、昨年度の当初予算に比べ、23億1,676万4,000円、率にして4.7%の増となりました。歳入につきましては、市税収入を121億9,605万円、額にして9,293万円、率にして0.8%の増を見込み、その中で市民税は54億3,071万6,000円と、865万6,000円の減を見込んでおります。市民税は、市内の人口に左右されるものでありますが、現在の東大和市の人口は、平成29年の8万5,945人をピークに減少している状況下にあると認識しております。滞納繰越額を減らし、確実に税金を納めていただくことで、しっかりと市税収入を確保していただくことが重要になってくると考える次第です。

それに加え、市の魅力を高めることで、他市からの流入人口を増やし、納税義務者数の増加を図るための取組をお願いすると同時に、法人税の増収を図るためにも、積極的に企業の誘致や市内での起業あっせん、農工商業の発展に向けた取組を強化していただくことをお願いしたいと考えます。

歳出についてであります。まず総務費では、庁舎管理費として、庁舎空調設備更新工事費として5億6,052万円が計上されております。庁舎自体は昭和59年に建築されており、老朽化が著しい公共施設の一つとして認識をいたしますが、この事業によって庁舎が、職員及び来庁される市民にとりまして、快適な空間が維持されることを強く望みます。ただ、今後そう遠くない時期に建て替えが必要となる施設でもあり、更新の検討も始めていただくことをお願いいたします。

また、デジタル化の取組として、情報システム管理・運営事業費に5億1,241万円の計上があります。行政デジタル化の推進のために、A IやR P Aの導入に取り組むとされており、この取組によって事務の効率化が図られ、市民サービスの向上につながることを期待いたします。

民生費では、市長の最重要施策である、日本一子育てしやすいまちの実現に向けた様々な取組を評価いたします。保育施設の整備、子育てひろばの充実は、子育て支援のベースとなるものであります。多くの子育て世

代の方々から、子育てをするなら東大和と言われ、東大和市に移り住みたいくなるような施策を展開していただくことを期待いたします。

もう一つの最重要施策、シニアが活躍できるまちの実現については、健康寿命の延伸や介護予防の推進に対する取組に大きく期待をいたします。事業の規模としては、非常に小さいものかもしれませんが、初めての取組として介護職員初任者研修費等補助事業費、50万円が計上されました。誰の言葉であったかは、ちょっと私も存じ上げないんですが、就労は最高の介護予防活動であると言われていたようです。現在、社会問題ともなっている介護職員の人材不足の解消、介護予防事業の延長で、元気な高齢者を輩出し、その方に介護職に就いてもらい、就労の機会を増やすといった取組に期待をしたいと思います。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業費として、3億5,799万6,000円が計上されました。3回目となるワクチンの追加接種を確実に進め、現在、高止まりとなっている感染者数を、減少に転じさせるような取組を進めていただくことを期待いたします。

また、ごみ処理事業費の中の小平・村山・大和衛生組合負担金と、東京たま広域資源循環組合負担金の額が減少しております。これはそれぞれの施設に搬入するごみの総量が減少していることと理解でき、引き続きごみの排出を抑えるための取組の継続をしていただくことを期待したいと思います。

土木費では、都市マスタープランの改定に係る費用として743万2,000円が計上されております。都市マスタープランは、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題と、これに対応した整備等の方針を明らかにするものであり、東大和市の未来像を映し出すグランドデザインと言えるものでもあります。東大和市が将来にわたって発展し、市内外の人が東大和市に住みたいと思えるような魅力ある都市づくり、まちづくりをお願いいたします。

またコミュニティバス運行事業費補助金は、毎年、増加の一途をたどっております。コミュニティ交通の目的は、公共交通空白地域の解消にあることは十分承知しておりますが、限られた財源を有効活用するためにも、事業の在り方、経費の使われ方を見直すとともに、芋窪と湖畔地域で取組が進んでいるコミュニティタクシーの早期実現を期待いたします。

消防費では、消防団員の処遇改善が図られることを高く評価いたします。また防災に関しては、コロナ感染症の陽性反応のある方にも対応した防災マニュアル、避難所運営マニュアルの作成、整備といった対策をお願いしたいと思います。

教育費については、令和3年度にGIGAスクール事業がスタートし、児童・生徒に1人1台の端末が配付され、活用されておりますが、この活用をさらに進化・発展させ、授業の質の向上、プログラミング学習の効果をより高めるように役立てるようお願いをいたします。またスクール・サポート・スタッフや副校長補佐を配置することで、学校事務の効率化が図られ、教員の働き方改革がより一層進められることを期待したいと思います。

特別会計について、国民健康保険事業特別会計では、令和3年度の医療給付費の増加等により、市が東京都に納める令和4年度国民健康保険事業費納付金の額が約25億9,000万円と、前年度に比べ約1億2,200万円の増額となり、一層の厳しい制度運営を余儀なくされることとなりますが、積極的に基金を活用することで改定幅の抑制に努めたことを高く評価いたします。平成30年度から6年計画で始められた一般会計からの赤字補填繰入金、国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとした取組が5年目を迎え、着実に進めら

れております。今後も低所得者への配慮を継続しながら、制度運営が健全に行われることを期待したいと思います。

介護保険事業特別会計では、介護予防リーダー会に対する補助金として、東大和元気ゆうゆう体操普及推進事業補助金50万円が計上され、リーダー会が主体的に活動するためのサポートを継続していることを評価いたします。しかしながら、介護予防リーダーの高齢化による後進の育成が十分に行われていないこと、東大和元気ゆうゆうポイントの利用に、いまだ制限が設けられており、満足のいく利用ができないといった声が上がっていること等、多くの課題が残されていることも事実であり、課題解消に向けた検討を早急に進め、リーダーとの話し合いを通して改善できるところは早急に改善を求めていきたいと考えます。

下水道事業会計では、下水道使用料の見直しがコロナの影響により見送られている現状がありますが、企業債の償還金として約8億3,200万円が計上されていること。経費回収率が改善を見せており、令和4年度末の回収率見込みが105.2%と、26市の平均に近づいていることから、経営の健全化が着実に進められていることを評価いたします。一方、東大和市下水道総合計画に基づく、老朽化した管渠の更新の予算として約1億円が充てられ、事業は進められておりますが、更新が予定されている管渠の長さが、毎年650メートル前後となっていることから、更新に係る予算をできることならさらに上乘せをし、管渠の更新を伴った老朽化対策を、スピードアップをしていただくことを要望いたします。

以上、るる申し上げさせていただきましたが、市職員の皆様の働きを常々拝見させていただいている中、予算の策定に対しても、限られた財源を最大限に有効活用していこうという意思が、予算書の中にも十分現れており、尾崎市長を筆頭に、安定的な市政運営を心がけ、8万5,000市民の生活福祉の向上に資する予算となっているものと判断し、賛成の討論とさせていただきます。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、令和4年度一般会計予算ほか、4特別会計予算及び下水道事業会計予算に賛成する立場で討論を行います。

令和4年度予算審査において市長は、内閣府の月例経済報告を引用し、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きが見られる。」と言及されておりましたが、現在の状況及び今後の見通しについては、日常における様々なものの値上げに始まり、ロシアによるウクライナへの侵攻による影響から、エネルギーや資源などの値上げが市民の暮らしを直撃し、その影響は今後も続くと思われまます。ますます厳しくなっていく市民生活を守るため、市には様々な施策が期待されていると思います。

予算審査においては、先般行われた予算特別委員会において、個別の質疑をさせていただきましたので、この場では特に取り上げませんが、予算全体として一言申し上げたいと思います。

予算策定に当たり、毎年、様々な事業が開始されることもあれば、廃止されることもあります。時代や予算の関係上、優先順位をつけなければならないのは当然のことです。職員の皆さんは、それぞれの部署において、プロフェッショナルであります。皆さんが職務を執行するに当たり、時に厳しい決断をしなければならぬこともあるでしょう。特にこれまで行ってきた事業を廃止する場合、皆さんが日々接している市民の方の顔が浮かび、その決断が揺らぐことがあるかもしれないということも想像に難くありません。しかし、その際に勇気を持って市民と向き合うことを恐れないうでいただきたい。ましてや、外部組織に委託して、その判断

が正当であるという言い訳に使うようなことは決してしないでいただきたい。日々、市民と顔を合わせつつ、持続可能な市政運営を一番に考えているのは職員の皆さんであり、決して外部の機関ではありません。

我々議員も、このような厳しい状況の中で、持続可能かつ適正な市政運営を実現するため、市民の皆様によく顔をしていくということはできませんし、厳しい判断をしていかなければならない状況も増えてくることでしょう。共に目的は同じであると考え、積極的な情報開示と真摯な議論をこれからも行っていくことを要望し、賛成討論といたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 5分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[1番 二宮由子君 登壇]

○1番（二宮由子君） 議席番号1番、二宮由子です。興市会を代表し、令和4年度一般会計予算ほか、4特別会計予算及び1公営企業会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

さて、今回提案された予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る経費や、3回目の追加接種等を円滑に実施するための新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、子ども・子育て施策の推進として保育園等施設整備補助金や、副校長補佐の配置に係る経費、健康・高齢者施策の推進として介護職員初任者研修費等補助金や、母子の産後ケアに係る経費、不妊治療費等助成金、都市の価値を高める施策の推進として、都市マスタープランの改定に係る経費や、消防団員の処遇改善に係る経費、持続可能な行財政運営等の推進として、デジタル化の推進支援業務に係る経費や、オンライン申請システム利用に係る経費等々のDX関連の一連の経費など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり評価いたします。

そのほか、細かく申し上げれば、産業振興基本計画策定支援業務委託料や、庁舎空調設備更新工事費、中央公民館ホールトイレ改修工事費や、市民体育館屋上防水及び外壁改修工事費なども評価するものです。コロナ禍で多くの自治体が疲弊している中、長期的な視点に立ち、効果的・効率的な行財政運営を行う必要があるという予算編成方針は至極もつともであり、あれか、これかの視点をもっと推し進め、施策の積極的な取捨選択と、人的・物的資源の集中をすべきは必然であるとも考えます。

最後に、さらなる尾崎市長のリーダーシップの発揮を求め、討論といたします。

[1番 二宮由子君 降壇]

[14番 和地仁美君 登壇]

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。正和会を代表し、令和4年度東大和市一般会計予算、並びに4特別会計予算及び下水道事業会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常が大きく変化し、東大和市の行財政運営も大きな影響を受けて2年余りが過ぎました。その間、東大和市は市民の生命や健康を優先した様々な取組を実施し、市長を先頭に全職員で当たっている状況です。現在も3回目のワクチン接種を行っている中、新型コロナウイルス感染症対策は現在進行形でゴールが見えない状況となっています。このような状況を踏まえ、令和4年度の

予算編成方針においても、市長は新型コロナウイルス感染症対策を重要施策のトップに掲げられました。この編成方針は、当然かつ賢明なことと評価します。

一方で、令和4年度は、第三次基本構想で新たに定めた都市像、水と緑と笑顔が輝く東大和の実現のために策定された第五次基本計画をスタートさせる年度です。今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、予想よりも様々なことの変化が加速している中、次の新たな時代に適応した持続可能な行財政運営を実現するための計画を令和4年度にスタートできることは、偶然とはいえ最良のタイミングではないかと思えます。

また、組織変更による事業の効果と効率アップ、デジタル化元年、第三者の客観的な視点を持って実施した業務改革といった大きな取組により、令和4年度は東大和市の行政運営が大きく前進する年度となると期待しているところです。これら具体的な取組は、言い換えれば大きな変化であり、大きな変化がある際は、どのような組織でも抵抗や反対があるものです。耳心地のよい決断は、決断する側も心地よいもので、ある意味楽なものです。

一方で、現実と真正面から向き合い、シビアな課題に対し厳しいと言われる決断をすることは心苦しいものです。しかし、その厳しい決断は、将来に向けての責任の現れとも言えます。今回示された予算案は、東大和市の将来を見据え、本質的な目的のための変化や取組を反映したものとなっており、その内容からは市長の東大和市の将来への思いと、課題を解決する覚悟を感じることができました。

令和4年度予算編成では、各課からの予算見積り段階で約24億7,800万円も財源が不足した状況だったようですが、調整を進めるとともに、厳しい決断により捻出した財源を、デジタル化対策や、児童発達支援センターと認可保育園の新設、公共施設等の老朽化対策などの新たな取組に活用していることが分かりました。

また、地域防災力の中核的な役割を果たす消防団員の処遇改善や、開館日時の拡大などの要望が多かった地区図書館への指定管理者制度の導入など、従来の課題解決のための予算も計上されており、厳しい財政状況の中でも正しく事業を取捨選択して予算を組まれたことも確認できました。

財政の厳しさという点では、少子高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、予断を許さない状況は長年変わりませんが、公共施設の再編、長寿命化など、言い換えれば、再度、まちをつくり直すと言えらるほどの大事業も目前に控えていることを考えると、今まで以上に財政運営はシビアに行わなければならないと思えます。

令和4年度からスタートする第6次行政改革大綱でも、経常収支比率については90%以下とすることとなっていますが、今回示された令和4年度当初予算における経常収支比率は101.9%とのことでした。令和3年度の当初予算ベースでの経常収支比率は104.8%でしたので、当初予算における財政の硬直化は改善していますが、市長の厳しい決断をもってしても、90%には程遠い状況であることを深く理解する必要があると改めて感じました。

また、将来の新たな課題や不測の事態の備えとなる財政調整基金については、令和4年度末残高は、最低限、標準財政規模の12%の額を維持する、と、2%目標を高くしていることは、将来を見据えてのことだと思いますので、期中においても様々な工夫をし、この目標を実現できるような財政運営を行っていただきたいと思えます。

同様に公共施設等整備基金についても、住みたいまち、住み続けたいまちを実現するために、目標に甘んじることなく、可能な限り積み増せるよう財源確保に尽力いただきたいと思えます。目標は大きな目的達成のためのステップ、すなわち目的に向けた一つの過程ですので、第6次行政改革大綱の大きな目的を職員全員が理

解された上で、目標ではなく、真の目的は何なのかということ意識し、令和4年度からの新たな取組を進めていただきたいと思います。

一般会計以外について述べさせていただくと、国民健康保険事業特別会計については、令和4年度は赤字繰入れ解消を目指す令和5年度の前年となり、その予算においても赤字繰入れ解消のための税改正を反映した内容となっていました。令和4年度の東大和市の国民健康保険加入者数は、過去最少にもかかわらず、都から示された納付金は大幅増となっています。

東大和市は、国が設けている保険者努力支援制度の様々な指標において、都内でもトップクラスの評価となる取組により、インセンティブを獲得するとともに、地道に積み上げてきた基金を活用し、基金活用前は11.49%増改定と算出された令和4年度の国保税改定率を5.52%に抑制しました。増改定は誰しも歓迎するものではありません。しかし、国民健康保険の制度や仕組みについて様々な課題が解決されない中、東大和市はでき得る限りの努力をしているところと理解しています。

また市長は、市長会からの要望書に加え、単独で東京都に要望書を提出し、現状の困難さ、並びに努力への評価のさらなる必要性を訴えてくださったとのこと。このような状況を市議会も重く受け止め、でき得る限りの協力を行うべきと改めて感じた次第です。

また下水道事業会計については、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていたため、建設改良費などの財源に充てるための企業債による資金調達よりも返済を多く行い、借入金の返済が進む予定のようです。これは経営の観点から見ればよいこととも言えますが、今後の建設改良にかかる投資については、中・長期的に勘案し、引き続き経営分析を行うとともに、経済性と公共の福祉を維持した独立採算制という公営企業の原則の実現を目指した経営に努めてほしいと思います。

以上、最初に述べたとおり、令和4年度は大きな変化のスタートの年度と言えます。大きな変化はまさしく大変なことで、市民、職員ともに意識を変える必要があると思いますが、この意識というものは変えることが困難なものです。ある組織マネジメントの方法として、仕組みが変われば習慣が変わる。習慣が変われば結果が変わる。結果が変われば意識が変わるという仕組みを変えることで、意識を変えられるという論があります。市長が予算編成で掲げられたデジタル化元年を先頭に、組織改正といった様々な仕組みの変更をフル活用し、結果を向上させ、新たな時代に合った意識で行財政運営を進められる強い組織となるよう、市長のリーダーシップに期待し、令和4年度予算に対しての賛成討論といたします。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。令和4年度一般会計予算、4特別会計及び下水道事業会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルスの影響も3年目になり、必要な対応を盛り込んだ予算は、決して十分とは言えないものの難しい予算編成に取り組んでいただきました。財政調整基金を約10億7,000万円取り崩し、臨時財政対策債を10億円見込み、国民健康保険特別会計では約2億4,600万円にも上る基金の取崩しがあつての厳しい財政運営です。

そのような中で、福祉に関する民生費が一般会計の55.8%と大きな割合を占めることとなりました。令和4年度の新たな事業として、高齢者見守りぼっくすと、ほっと支援センターの増設は、市民にとって身近な頼れるところとなることを期待します。

また、令和5年度、基本設計が始まる七小と九小の統合から続く、学校長寿命化計画に伴う公共施設の複合化は、地域コミュニティーの核となり、まちづくりとして非常に重要になってきます。市の考えを市民と共有し、進めることを求めます。

また、公民館や市民センターの有料化については、予算書にあるとおり進めていただき、今後については複合化と併せて検討することを求めます。

個別事業について申し上げます。

庁舎の空調設備更新工事により、動力がガスから電気に切り替わることも含め、カーボンニュートラル社会を目指すためには、使用する電気の種類がますます重要になってきます。令和4年度に向けて、新たに電力の調達に係る環境配慮方針を定めたことを評価します。市民にも市の取組が分かるように、公表についても検討していくことを求めます。

男女共同参画事業においては、令和3年度、少ない予算ながらも女性のための法律相談を開始し、ロビー展示の内容は充実したよいものとなってきました。今後、庁内全体及び市民へと広げていくことを期待します。

手話言語条例制定に向けての取組や、子ども・子育て憲章の理念に沿った取組として、東京都子ども基本条例に関する理解促進事業に手挙げすることなどは、予算書にはありませんでしたが、積極的な取組を期待します。

多様な集団活動の利用者に対する補助金については、対象人数が少なくても対応いただきました。この補助金については、国の制度自体が十分とは言えず、今後、国へも求めていきたいと思えます。

ヒトパピローマウイルスワクチン接種については、積極的接種勧奨を差し控えている状態を終了し、接種券の送付を再開しているとのことですが、使用されるワクチンの中身は変わっていません。健康被害が当市では報告されていないということですが、全国の副反応被害者の訴えにも耳を傾け、十分な情報提供などの対応を引き続きお願いします。

街路樹や公園の樹木の伐採については、樹木管理計画を策定し、早急に示していくことを求めます。

学校教育のGIGAスクールについて、いつでも誰でも誰一人取り残さない取組を進めると言いつつも、介助が必要な児童・生徒への対応は不十分と言わざるを得ません。介助員の支援範囲の見直しなども含め検討を求めます。

図書館地区館の指定管理については、現在、中央館は直営で残していることで、今回の予算編成をはじめ、市の実情に即した事業展開ができるものと考えます。今後、中央館については、直営をしっかりと維持すべきです。

以上、細かい点も述べさせていただきましたが、持続可能なまちとなるよう適切な予算執行を求め、賛成討論いたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第1号議案 令和4年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第2号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第3号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第4号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第5号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第6号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第19 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、東大和市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げるものであります。

御報告申し上げます事項は、令和4年度東大和市土地開発公社事業計画及び予算であります。

初めに、令和4年度東大和市土地開発公社事業計画であります。公共用地の取得事業はございません。

次に、公共用地の売却事業が2件ございます。

1件目は、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線用地売却事業であります。こちらは、市からの依頼により取得します同用地について市へ売却するもので、売却面積につきましては、457.23平方メートル、売却金額につきましては1億4,404万8,064円であります。

2件目は、市道第2号線角切用地売却事業であります。こちらにつきましても、市からの依頼により取得します同用地について市へ売却するもので、売却面積につきましては13.39平方メートル、売却金額につきましては300万7,890円であります。

次に、令和4年度東大和市土地開発公社予算についてであります。

まず収入であります。事業収入、土地売却収入は1億4,705万5,000円でありまして、先ほど申し上げました公共用地の売却事業に伴う収入であります。事業外収入、利息収入は1,000円でありまして、普通預金の利息であります。

収入の合計といたしましては、1億4,705万6,000円であります。

次に、支出であります。事業費、物件移転補償費は800万円で、令和3年度に設定しました債務負担行為により、令和4年度に物件移転補償費残金を支払うものであります。支払利息は169万7,000円でありまして、令和3年度借入金の償還に伴い利息を支払うものであります。

管理費、一般管理費は8万1,000円でありまして、公社の連絡協議会負担金及び振込手数料、法人市民税、法人住民税であります。事業管理費は1,000円でありまして、物件移転補償費残金の振込手数料であります。借入金償還金は1億1,500万円で、令和3年度借入金元本の償還であります。予備費につきましては、1万円であります。

支出の合計といたしまして、1億2,478万9,000円であります。

次に、資金計画であります。受入資金は1億6,561万7,000円、支払資金は1億2,478万9,000円あります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

日程第20 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第20 委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会において提出することと決定されたものであります。

よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

委第1号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 議第2号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第21 議第2号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

議第2号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 議第3号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第22 議第3号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 議第4号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第23 議第4号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 提出者を代表して、議第4号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書に対する提案理由を説明します。

第1に、給食が子供の健全な発達に不可欠な幼児教育・保育の大切な一部であり、無償化の対象から外すべきではないということです。

第2に、保育園の直接徴収となることで、保育園業務の増加となり、滞納が出た場合の対応、また副食費4,500円で十分な給食が提供できるのかなど、制度の矛盾が保育施設に集中することになります。

第3に、副食費4,500円という目安額に、根拠も強制力もなく、負担がさらに拡大する可能性があります。また、年収約360万円未満という副食費徴収免除基準は、国会に諮ることなく閣議決定でいつでも引き下げることが可能です。

第4に、23区では18区で実費徴収を行っていない一方で、多摩地域では多くの市が実費徴収を行っており、新たな多摩格差となっています。

以上の理由から、国に対して意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案とします。

幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書。

子どもの心の発達のためである給食は、保育の一環として、子どもの心と体の発達に重要な役割を果たしています。

2019年からスタートした幼児教育・保育の無償化においては、2号認定の給食の食材費が無償化の対象から外れ、保護者から新たに実費徴収されることになりました。その額は、主食費3,000円、副食費4,500円という目安が国から示されていますが、東京都内においては、主食費、副食費合わせて7,500円を新たに徴収する自治体や、主食費を1,500円、700円など独自に設定して副食費とともに徴収することとした自治体、副食費のみを実費徴収する自治体など、対応が分かれました。

東京23区では、18区で自治体の単独補助を行うことにより実費徴収を行っていませんが、多摩地区では多くの市で実費徴収を行っており、新たな多摩格差となっています。

また、保護者に対する徴収業務が施設での負担となったことで業務量が大幅に増加したことも、保育士の処遇改善と逆行しています。

よって、東大和市議会は、国に対し、幼稚園等も含めた給食の食材費を無償化の対象とすることを求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

よろしくをお願いします。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第4号議案 幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決めます。

日程第24 議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議案提出者を代表いたしまして、議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明させていただきます。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表（第2条関係）の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。

法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設管のことです。4区分に分けられていたものを、従前より単価の低い区分を5区分新設することで、改定前に比べて年間で約2,500万円、約30%の減収となりました。値下げになった対象は、東京ガス、東京電力、NTTの3者でした。

市は平成22年の東京都の改定に準拠した改正と説明をされております。しかし、平成26年4月に行った東京都の単価引下げの改定の際に、東京都に準拠すれば、さらに991万円の収入減になるとして改定は見合わせております。

東京都と全く同じ区分と単価を採用しなくてはならないというものでは決してありません。追従したのは8市のみでした。

東大和市も、東京都に準拠した値下げと市は説明しましたが、準拠する必要はなかったものと思います。

令和4年2月現在の地下埋設管の区分ごとの各市の状況ですが、4区分が1市、5区分がゼロ市、6区分は1市、7区分は3市、8区分は1市、9区分が20市となっております。

東京都の示す区分より、区分を少なくしている市は6市ということになります。平成26年度、改定後に、東京の市部の基準額より高い単価を採用している市は16市ございまして、都の基準表どおりの徴収をするより収入を増やしております。

このうち、小金井市では、令和2年度より4区分から8区分へと改定し、外径0.1メートル以上の各区分で単価の引き上げを行いました。これによって、3,000万円の増収を見込んでおります。

また、小平市では、令和2年度より、7区分から9区分へと改定をし、外径0.07メートル以上の各区分での単価を引き上げました。これにより、約1,200万円の増収を見込んだものでした。

また、国分寺市では、市の平成31年度の固定資産税評価額を基に算出し、令和3年度より9区分にし、令和3年度から3か年の激変緩和措置も取って、令和5年度に800万円の増収を見込むとしております。

東大和市も、今、独自収入の確保に努力をされていると言われております。道路占用料は、市の独自財源を増やす上で、多くの自治体が重視をして、増収を図っている収入源です。予算特別委員会の答弁から積算すると、区分・単価を前回改正前に戻せば、約2,600万円余りの増収を図ることができます。

まず一旦、4区分に戻し、減収分を回復して、その後においてこれにとどまらず、さらに増収を図るための検討を行うべきかと思っております。市税で1億円、増収になっても、75%以上は基準財政収入額に算入をされず、2,000万円程度の増収効果しか望めないものに対して、道路占用料は基準財政収入額に算入をされない

ため、増収額は100%、財源増となります。

説明は以上です。

それでは、お手元にごございます道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を読み上げて、提案をさせていただきます。

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.2メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、180円。

同じく法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、340円。

同じく法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、930円。

同じく法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が1メートル以上のもの、長さ1メートルにつき1年、1,860円。

附則として、この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第5号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。
よって、本案を否決と決します。

日程第25 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第25 陳情の付託を行います。

3月11日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び議会運営委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 7分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 尾 崎 利 一

署 名 議 員 床 鍋 義 博